

第3章 「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現を目指して

第1節 地域共生社会の実現に向けて

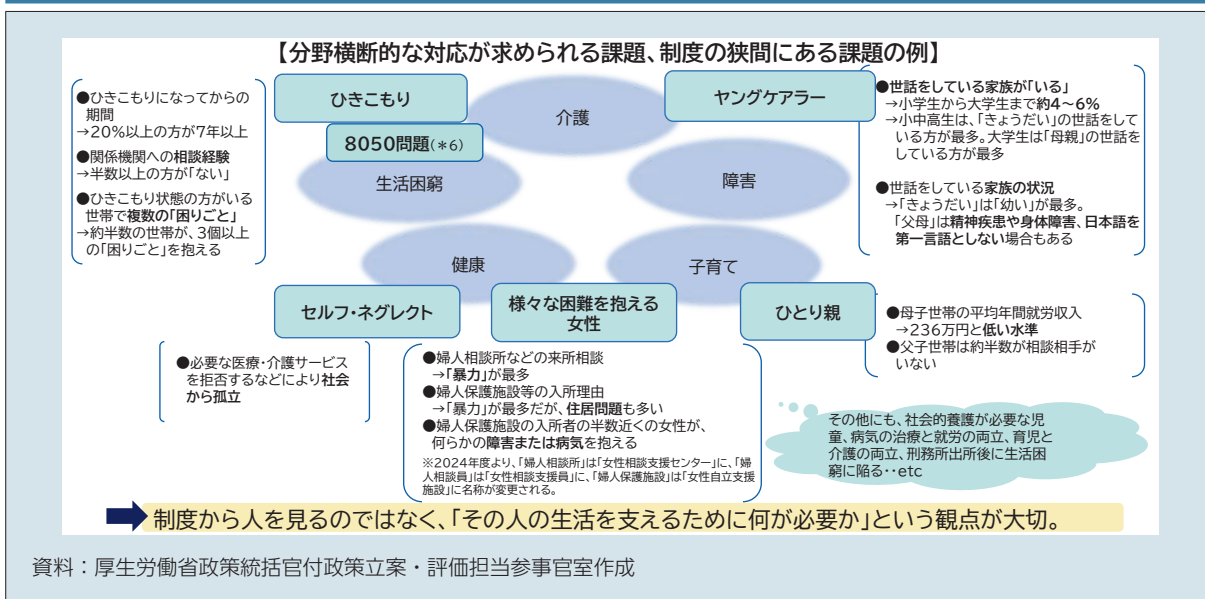
第1章及び第2章で見てきたように、地域・家族・雇用や日常の様々な場面における人々のつながりの変化を背景に、いくつかの分野を横断する課題や、属性別に展開されてきた公的な制度では支援が難しい制度の狭間の課題などが表面化している。

制度が長く続いてくると、その存在を前提に、「制度から人を見る」観点に傾斜しがちであるが、このような新たな課題に対応するためには、「その人の生活を支えるために何が必要か」という観点を改めて重視することが必要である（図表3-1-1）。

また、私たちの生活の安定を脅かすリスクは、誰にでもいつでも起こり得るものである。このことを関係機関や地域住民一人ひとりが意識しながら、お互い助け合うことができる地域づくりに自分ごととして取り組むことが重要である。

こうした観点を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、ポストコロナの令和時代において「つながり・支え合い」のある地域共生社会を実現するために求められる取組みの方向性について考えてみたい。

図表3-1-1 分野横断的な対応が求められる課題等の例



(ポストコロナの令和時代に求められる新たな「つながり・支え合い」の在り方)

「つながり・支え合い」の概念は拡がりを見せており、これまで見てきたような様々な課題に対応していくためには、ポストコロナの令和の時代における新たな「つながり・支え合い」を創出し、人々がつながりをもちながら安心して生活を送ることのできる地域共生社会を実現することが求められる。

まず、世代や属性、「支える側」、「支えられる側」を超えて、包摂的（インクルーシブ）な「つながり・支え合い」を創出することが重要である。誰にでも起き得るであろう多様

化し複雑化する課題に対応するためには、支援が必要な方の状況や希望に応じて、支援方法や支援経路も多様であることが求められる。このため、多様な新しいチャンネルを通して、全ての人に「つながり・支え合い」を創出することが重要であり、そのための取組みの方向性として、①属性を問わない相談支援やアウトリーチを始めとする「包括的な支援体制」の構築、②暮らしの基盤である「住まい」から始まる支援、③デジタルも含め様々な人が交差する「居場所」づくりの推進、が考えられる。

また、複雑化する課題に対して、より多くの主体の参画によって様々な分野・視点からの支援を行うとともに、「つながり・支え合い」を継続的、自律的なものにするためにも、人々が支援の関わり方を自主的に選択し、意欲・能力が十分発揮できるような「つながり・支え合い」を創出することが重要である。そのための取組みの方向性として、①ライフスタイルや興味・関心、得意分野を活かした参画、②デジタル、ICTを活用した地域社会への参画、が考えられる。

これらの取組みの方向性について、事例とともに具体的に以下に詳しく示していきたい。

第2節 多様な新しいチャンネルを通して、全ての人に「つながり・支え合い」を創出する～包括的な「つながり・支え合い」～

1 属性を問わない相談支援やアウトリーチを始めとする「包括的な支援体制」の構築

多様な新しいチャンネルを通して、全ての人に「つながり・支え合い」を創出するためには、まず、包括的な支援体制の構築の推進が重要である。第2章でみたように、高齢者福祉の分野では、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム概念が生まれ推進されているほか、近年、支援の現場や地方自治体の実情や実践を踏まえ、複数の分野を横断する課題を有する方などへの対応として、包括的な支援の仕組みである「生活困窮者自立支援制度」、**「重層的支援体制整備事業」**などが整備されてきており、このような支援体制を全国的に一層強化することが必要である。

また、多様な課題を抱える方への支援に当たっては、関係者及び関係機関の密接な連携体制の構築とともに、能動的な取組みを強化すべきである。具体的には、本人と支援者が継続的につながりながら関係機関と連携していく「伴走型支援」、自ら支援を求めることが難しい方など、潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作る、「アウトリーチ支援」の推進が求められる。

(1) 包括的な支援体制の構築に向けた近年の動向

近年、包括的な支援体制の必要性が認識され、様々な制度改正などが行われてきている。

(リーマンショックをきっかけに、複数の分野を横断する課題を有する方に対する制度として、生活困窮者自立支援制度ができた)

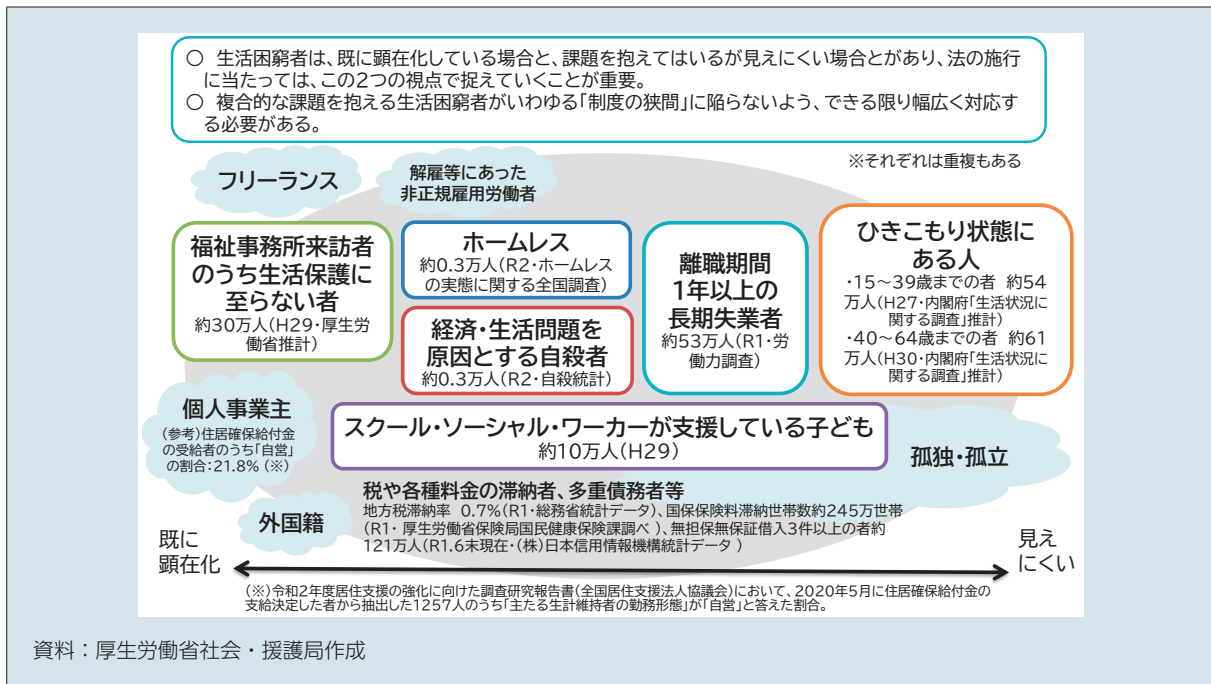
2008（平成20）年のリーマンショックの経験を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階で自立を支援する制度^{*1}として、2015（平成27）年4月に生

^{*1} このほかに、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）」による求職者支援制度がある。リーマンショック時に緊急の時限措置として実施した緊急人材育成事業を基にしている。

生活困窮者自立支援制度が施行された*2。

生活困窮者自立支援制度では、障害者、高齢者、またはひとり親世帯などの特定の属性や状況にとどまらず、それらが複合的に絡み合っている場合も含めた「生活困窮者」を対象としている（図表3-2-1）。複数の分野を横断する課題に対し、寄り添いつつ柔軟に対応していくことを目指して、自立相談支援機関による包括的な相談支援などを軸とした取組みが進められた。

図表 3-2-1 生活困窮者自立支援法の対象者



〔「ニッポン一億総活躍プラン」で地域共生社会の理念が提唱され、その実現のために包括的な相談支援体制の必要性が示された〕

2016（平成28）年には、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。」との理念が掲げられ、地域住民が支え合いながら、福祉などの地域の公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みの構築が提唱された。

「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、厚生労働省では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、2017（平成29）年に「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革行程）」が示された。ここでは、地域共生社会の実現のために、すべての住民を対象とする包括的な相談支援体制が必要であるとされた。

〔社会福祉法の改正により、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることとなった〕

2017（平成29）年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）など

*2 リーマンショック、新型コロナウイルス感染症のような社会的危機にあつては、それを直接の契機として発生する困難（例：給料の遅配が続いて家賃が払えなくなった）のほか、平時には覆い隠されていて危機を契機に顕在化する困難（例：家賃が支払えないとの相談を受けたが、話をきくと平時から複合的な生活困難を抱えていた）もみられる。社会的危機には毎回異なる特徴があるため全てを予測することは難しいが、「生活困窮」という括りで相当程度備えて、支援を円滑に実施することは可能である。

が改正された。2017年の社会福祉法改正では、支援を必要とする方が抱える様々な課題を、地域住民や福祉関係者が把握すること、そして関係機関との連携などにより解決を図ることを地域福祉の推進の理念として規定し、市町村が「包括的な支援体制」づくりに努めることが規定された。この改正を踏まえ、市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや、関係機関の連携による包括的な支援体制の整備を行うためのモデル事業の実施などが進められた。

(社会福祉法に、包括的な支援体制を構築するための方策として「重層的支援体制整備事業」が新たに規定された)

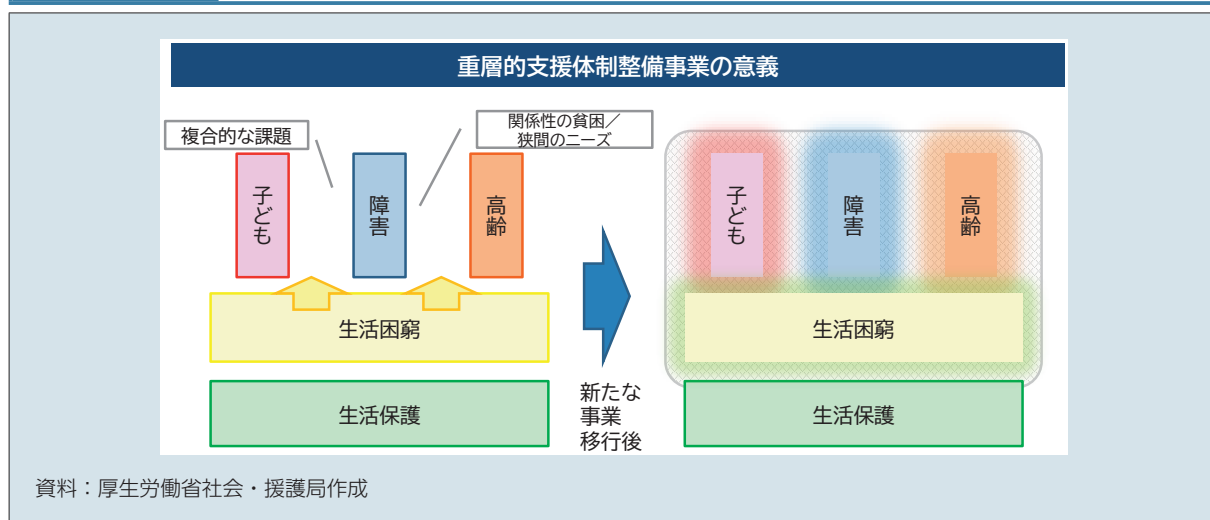
2020（令和2）年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）が成立し、2021（令和3）年4月1日から施行され、包括的な支援体制を構築するための方策として、「重層的支援体制整備事業」（以下「重層的支援事業」という。）が創設された。

(2) 重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の構築

(重層的支援体制整備事業は、各制度間の連携を容易にする仕組み)

重層的支援事業は、市町村において、地域住民の分野を横断する課題に対応する包括的な支援体制を整備するものである。複数の分野を横断する課題に対応する点で生活困窮者自立支援制度と共通するが、同制度を含む制度間の連携を容易にすることにより、市町村における包括的な支援体制を整備する機能を持つ点に特色がある。重層的支援事業における取組みを活用することにより各制度の取組みに広がり生まれる（**図表3-2-2**）。

図表3-2-2 重層的支援体制整備事業と他制度の関係



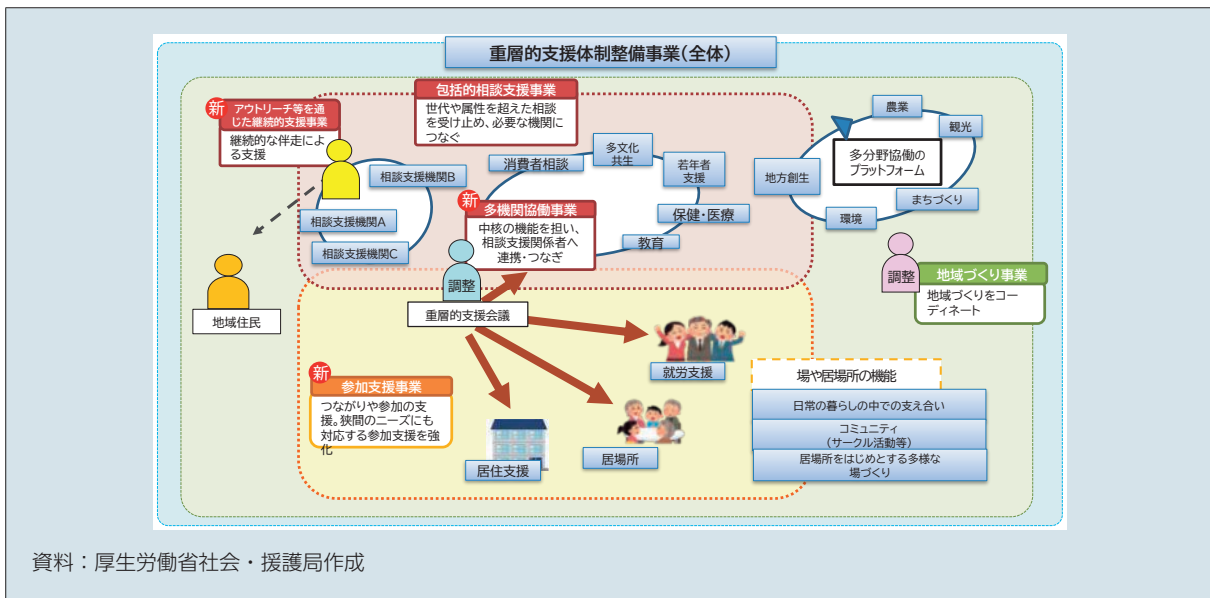
(重層的支援体制整備事業の柱は3つ)

重層的支援事業の柱は3つある。地域住民の複合化したニーズや制度の狭間にあるニーズに対応するため、①対象者の属性を問わない相談支援（本人や世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）、②多様な参加支援（本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供し社会とのつながりを回復する支援）、③地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や

多様な活躍の機会と役割を生み出す支援)であり、これらの3つの柱を一体的に行うものである(図表3-2-3)。

また、従来、高齢者、障害者、子どもといった分野ごとに別々に交付されていた国や都道府県からの補助金については、社会福祉法に基づく一つの交付金として交付されることとなった。これにより、市町村における事務コストの軽減につながり、今までよりも十分に支援が必要な方に向き合う時間ができることが期待される。

図表 3-2-3 重層的支援体制整備事業の概要



〔本人や世帯の属性にかかわらず受け止める「相談支援」〕

重層的支援事業の柱の一つである「対象者の属性を問わない相談支援」とは、従来、市町村において、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援*3を一体として実施して、世代や属性、相談内容などにかかわらず、地域住民の相談を幅広く受け止めるものである。

たとえば、ひとり親として子育てをしている子に対し、生活面・金銭面等での援助をしていた親が要介護状態となり、親子両者に対して支援が必要になった場合など、世帯において複数の課題を抱えるような場合には、介護の相談に応じる中で、子育てなどに関する支援の必要性が見つかる可能性もある。このような場合に、包括的な相談窓口で受け付けた上で、関係部局間で連携することにより、適切な対応をすることが可能となる。具体的には、受け止めた相談のうち、最初に受け付けた相談窓口だけでは解決が難しい場合には、「多機関協働事業」として複数の支援機関で連携を図り、各支援機関の役割分担などを行いながら支援を行う。また、必要な支援が届いていない人に対しては、本人との信頼関係の構築を重点としながら支援を届けるアウトリーチを行う。

ここでは、地域住民からどの機関に相談があっても、市全体で受け止める総合的な相談

*3 具体的には、地域包括支援センターの運営(介護保険法第115条の4第2項第1号から第3号まで)、障害者総合支援法第77条第1項第3号)、利用者支援事業(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号)、生活困窮者自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項(同法第4条に規定する福祉事務所を設置していない町村においては、同法第11条第1項に規定する事業))

支援体制づくりを実践している具体的な取組みについて見てみたい。

コラム

多機関の協働により、市内のどこに相談があっても市全体で受け止める（岡山県岡山市）

「どんな相談でもまずは受け止め、必要な支援につないでいく」、こうした包括的な支援体制の構築に向けて、各地で取組みが進められている。ここでは、地域住民の様々なニーズに対し、市全体で受け止める総合相談支援体制づくりを実践している岡山市の取組みを紹介する。

岡山市における総合相談支援体制づくりの検討

岡山市は、人口約71万人、中国地方で広島市に次ぐ2番目の都市（政令指定都市）である。面積は約790m²、これは東京23区の1.3倍、大阪市の3.5倍に当たり、市域が広いことが特徴だ。このため、市内の各相談機関が制度ごとに圏域を設けて支援を実施しており、いわゆる“ワンストップ窓口”に一本化することは困難であった。

また、介護、障害、子育て、生活困窮者支援等に係る各相談機関が専門的な支援を行う一方で、複数機関が関わる場合、利用者にとって何を優先すべきかの判断に迷うことがあった。

そこで、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしながら、それぞれの相談機関が連動する包括的相談体制を作ることとなった。すなわち、どの相談機関に市民が相談しても、保健・福祉が連動したサービスを漏れなく提供する体制である。

「断らない相談支援」のためのツール

こうした体制整備を行うに当たって、岡山市では、関係機関間の相互調整のためのツールをふたつ導入した。

ひとつめは、「つながりシート」。これは、各相談支援機関に相談者が来所した際、その方が属する世帯の課題が複雑化・複合化している場合に用いるものである。課題を漏れなく把握し、つながり先を整理するために、困りごとの内容や、関係機関に紹介する理由を記載し、本人に同意を得た上で庁内外の情報共有を図る。

つなぐシート (総合課題チェックシート) Ver.2019.11.1

年月日	年 月 日	受付機関	受付番	電話番号	内線
■ 基本情報					
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 天正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	歳
住所	〒	岡山市 区			
電話	自宅 ()	携帯 ()	—		
■ お困りごとの内容					
○相談されたい内容に○をおつけください。					
●複数ある場合は、一番お困りのことにおつけください。					
病状・障害のこと	こころの問題(メンタルヘルス)				
介護のこと	障害のこと				
子育てのこと	収入・仕事のこと				
支出・滞納・借金	住まいのこと				
DV・虐待のこと	権利擁護(後見制度など)				
健康のこと	その他(下欄へ詳細記入)				
○相談されたいことや、配慮を希望されることを具体的に記入ください。					
■ 紹介先					
機関名	相談内容(紹介する理由)				
■ 本人の同意有無					
あり <input type="checkbox"/> 署名 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> なし					
○円滑な相談支援につなぐため、私の相談内容を必要となる関係機関(各)と情報共有し、保管・集約することに同意します。					
					本人 署名
					年 月 日

もうひとつは、「相談機関一覧」。各相談支援機関の担当者が、相談者をどの関係機関につなぐべきか困らないように、分野ごとに相談機関を整理した上で担当者名を明記し、役割を見える化した。また、他機関からの相談を断らないことをルール化している点も、重要なポイントである。

岡山市のこれらの取組みは、市が目指す、どんな相談でもまずは受け止める「断らない相談支援」を実践するために有効な手法である。

世帯が抱える複合課題への対応

複合的な課題を抱えた個人や世帯に対して支援を行う際、各相談支援機関の調整だけでは解決困難な場合がある。

このようなケースに対応するため、関係機関の情報共有や支援の検討を行うために関係者が一堂に会する「複合課題ケース検討会」を開催しており、岡山市社会福祉協議会が検討会のファシリテーター（進行役）を務めている。

また、困難ケースについては、市が任命した「複合課題解決アドバイザー」（医師や社会福祉士、保健師等も含む各相談支援機関の

長)が、情報収集・課題分析など初期の段階から助言を行っており、単発的な連携にとどまらない継続的な協働を実現している。



さらに支援体制を拡げるために

岡山市では、このように多機関協働による相談支援体制を充実させてきたが、一方で、

制度の狭間や地域社会との関係性の不足により、支援が届いていない人へのアプローチに課題を感じていた。

このため、2022(令和4)年度からは重層的支援体制整備事業^{*1}を開始し、包括的な相談支援に加え、アウトリーチ(訪問等による本人へのアプローチ)による継続的な支援や、それらの基盤となる地域づくりを一体的に実施している。

庁内の合意形成を丁寧に行い、創意工夫による取組みを進めることで、「縦割り」の壁を低くしていく。岡山市の取組みは、規模の大きい自治体であっても一体的な支援が可能であることを体現している。

^{*1} 市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。2020(令和2)年の社会福祉法改正により創設、2021(令和3)年度より施行。

(本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援などを提供し社会とのつながりを回復する「参加支援」)

2つ目の柱の「参加支援」は、相談支援で把握した課題に対して、既存の高齢者、障害者といった制度に適した支援がない場合に、本人や世帯のニーズを踏まえて、地域の社会資源などを活用して、就労支援や居住支援などの社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものである。

例えば、経済的な困窮状態にはないひきこもり状態の方が、生活困窮者の就労体験に短時間から参加することで、生活のリズムをつけながら社会参加をするなど、本人の状態やニーズに応じたオーダーメイドの支援を行うことが挙げられる。参加支援により、本人や世帯が地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目指している。

(地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」)

3つ目の柱の「地域づくりに向けた支援」とは、既存の地域づくりに関する事業^{*4}の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる居場所の整備を行うとともに、地域における社会資源の開発やネットワークの構築を行うものである。地域やコミュニティにおいて、お互いを気にかけて支え合う関係性を育むことで、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐとともに、住民自身が地域において何らかの役割を果たすことで自己肯定感や自己有用感を育むことにつながる。

ここでは、一例として、自治体、社会福祉協議会、市民団体などの様々な異なる立場の方が参加し、人と人との関係が深まる場をつくっている自治体の取組みを見てみたい。

^{*4} 介護保険法第115条の45第1項第2号の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業、同条第2項第5号の生活支援体制整備事業、障害者総合支援法第77条第1項第9号の地域活動支援センター事業、子ども・子育て支援法第59条第9号の地域子育て支援拠点事業、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱4(3)(エ)の地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

コラム

多世代が混じり合い“〇〇し合える”地域へ
(福岡県久留米市)

今、地域社会では、つながりの希薄化や、複合的な悩みを抱える世帯の増加など、様々な課題に直面している。そんな中で、多世代の交流や居場所づくりなど、住民主体の多様な活動を次々と生み出している福岡県久留米市の取組みを紹介する。

多様な市民活動が生まれる工夫

久留米市は、人口約30万人の中核市であり、福岡県内では3番目の人口を擁している。市は、住民・民間団体・企業・市等が共に地域の課題を解決する「協働のまちづくり」を目指しており、地域コミュニティ組織による活動や事業を後押しするよう財政的な支援を行っている。また、地域課題の解決に取り組む人、自身の興味関心から地域活性化に関わる人など様々な考えを持つ人が出会う場づくりにも力を入れている。住民が主体となって繰り広げられている活動として、次のようなものがある。

・「本業+αプロジェクト」

本業に「+α」を加えることで、様々な人が集える居場所を増やしていくという発想のもとで生まれたプロジェクト。例えば、本業は当地の伝統工芸である久留米緋（かすり）屋、それにプラスして駄菓子屋、さらにプラスしてまちの「居場所」「相談場所」。いくつもの顔を持つ店舗を発掘していくことで、こどもから高齢者まで多くの人が集い、緩やかに見守り合えるまちづくりを目指している。

・「久留米10万人女子会」

10万人の女性が女性自身の課題解決や地域のつながりを形成することを目的にスタート（久留米市の成人女性人口は約13万人）。活動を重ねる中で、地域で見過ごされている課題に着目した新たな取組みが生まれている。例えば、「近くにスーパーがない」との声に応じて、移動販売を行ったり、「水害が心配」との悩みには危険箇所を見回るお散歩ラボ会を開催したり。地域の困りごとを皆で話し合い、解決している。

・はじロマ会

「地域福祉って何？」という問いへの答えを模索していく中で生まれたお話し会。フリーランスを中心とした民間団体、久留米市社会福祉協議会、市で協働して開催している。特定の目的や成果は設定せず、参加者はただ「ロマンを話す・ロマンに浸る」だけ。初めて会った人同士なのに、ロマンを通じた対話によりすっかり打ち解け、終わる頃にはずっと前から知っているような関係に。会で知り合った者同士が各自の得意分野を持ち寄った事業を始めるなど、新たな取組みが生まれるきっかけにもなっている。



・じじっか

「実家よりも実家」をコンセプトにした子育て拠点。「ひとり親、ふたり親ではなくて7人親」を目標に、地域の方・企業などの協力を得て、ひとり親家庭への食事提供や、使わなくなったおもちゃのプレゼントなどを行っている。他にも、「3人4脚プロジェクト」、「欲望形成講座」等のユニークなネーミングで様々な活動を展開している。じじっかに行くと、おなかいっぱい食事ができたり、何気ない日常を共に過ごす人がいたりする。まさに大家族のような、人とのつながりの豊かさを実感できる場となっている。

広報による後押し

こうした様々な取組みを多くの市民に知ってもらうことも重要だ。市では、地域福祉マガジン「グッチョ」を発行し、住民の多様な支え合いを広報している。「グッチョ」とは、

福岡県筑後地方の方言で「何かを一緒にし合う」という意味。市で起こっている「〇〇し合う」取り組みや、それに関わる人の思いを取り上げることで、「いい話だね」、「それならできそう」と共感が生まれている。それがさらに、地域で多様な活動が生まれる可能性にもつながる。



グッチョ創刊号。一人の高齢者の自主的な活動から「見守りつつ、見守られている」姿を紹介。



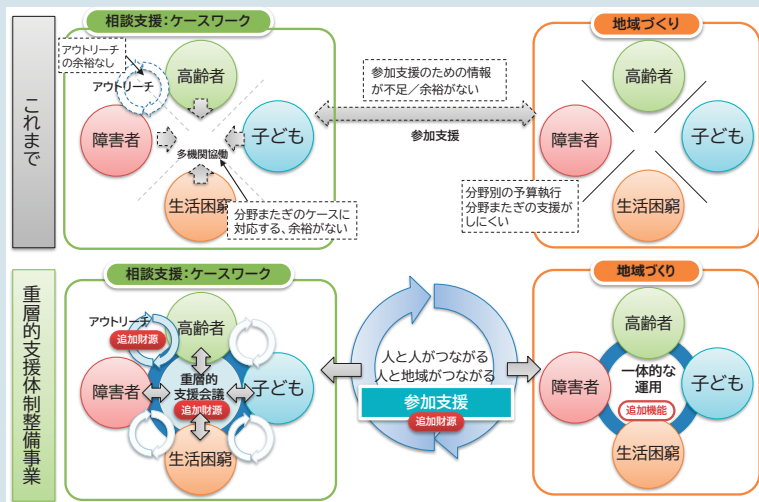
支え合いのまち久留米を目指して

久留米市には、地域住民・民間団体によるインフォーマルな力に支えられた個性あふれる活動が息づいている。市では、こうした住民主体の取り組みの下支えを行うことで、「制度の心強さ」と「地域ならではの安心」、両方のいろんな面が混じり合い、地域住民・民間団体・自治体が相互に「〇〇し合い」支え合える地域を目指している。

(3つの支援を一体的に行うことで、相乗効果がもたらされる)

①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を市町村が一体的に展開することにより、相互作用が生じ、支援の効果が高まることが期待される。例えば、地域づくりに向けた支援を通じて、地域で人と人とのつながりが生まれやすくなり、周囲の人が課題を抱える本人に声をすることなどを通じ、「相談支援」へ早期につながるなどが考えられる(図表3-2-4)。

図表3-2-4 3つの支援を組み合わせることによる効果



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)
資料：厚生労働省社会・援護局作成

(包括的支援の取組みの更なる実施を進める)

このように、各制度にまたがる複合的な課題や制度の狭間に陥りがちな課題に対して、属性にかかわらず包括的に支援を行う生活困窮者自立支援制度が開始され、それを発展させてより包括的な支援体制を構築、推進するため、相談支援、参加支援、地域づくり支援を軸とする重層的支援事業が展開されてきた。

重層的支援事業は、2021（令和3）年度には42市町村、2022（令和4）年度には134市町村、2023（令和5）年度には189市町村が実施している。今後も、より多くの市町村において重層的支援事業が効果的に実施され、全国的に包括的支援体制の推進、充実を図ることが求められる（図表3-2-5）。

図表3-2-5 令和5年度重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4年11月時点）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市										
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市										
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市		呉市										
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市										
	津別町		福川市		坂井市		甲賀市		東広島市										
	厚良町		ふじみ野市		甲州市		野洲市		廿日市市										
	菅更町		川島町		松本市		高島市		宇部市										
	鹿追町		鳩山町		飯田市		米原市		長門市										
	広尾町		船橋市		伊那市		龜王町		高松市										
	幕別町		柏市		飯綱町		長岡京市		さぬき市										
青森県	鯉ヶ沢町	千葉県	市川市	岐阜県	岐阜市	宇和島市	高知市	本山市	中土佐町	黒潮町	久留米市	大牟田市	八女市	糸島市	宮崎県	宮崎市	日向市	三股町	
岩手県	盛岡市	木更津市	松戸市	熱海市	静岡県	熱海市	高知県	高知市	中土佐町	黒潮町	久留米市	大牟田市	八女市	糸島市	宮崎県	宮崎市	日向市	三股町	
宮城県	遠野市	仙台市	仙台市	仙台市	愛知県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県
秋田県	雄物山町	仙台市	仙台市	仙台市	愛知県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県
山形県	山形市	仙台市	仙台市	仙台市	愛知県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県
福島県	福島市	仙台市	仙台市	仙台市	愛知県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県
茨城県	水戸市	仙台市	仙台市	仙台市	愛知県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県
栃木県	宇都宮市	仙台市	仙台市	仙台市	愛知県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県
群馬県	前橋市	仙台市	仙台市	仙台市	愛知県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県	豊田県

資料：厚生労働省社会・援護局作成

(3) 関係機関ネットワークの構築と伴走型支援・アウトリーチ支援

(関係機関ネットワークの構築により、包括的な支援につなげることが求められる)

複雑化・複合化する課題については、関係者や関係機関も様々であり、第2章のひきこもり支援やヤングケアラー対策で示したように、課題の早期発見、対応、適切な支援などのための関係機関などからなるネットワークを構築し、包括的な支援につなげることが重要である。ネットワークを通じて行政機関や官民の各関係機関の担当者がお互いに顔の見える関係になることにより、他の機関の取組内容や有益な情報を共有し、より円滑な連携を行うことができる。ネットワークの目的は、個別ケース対応から情報共有・意思決定など設置単位などにより様々であるが、各地域の課題、地域資源などの実情に応じて効果的・効率的なネットワークを構築し、包括的な支援につなげることが望まれる。

ここでは、福祉関係部局に加え、教育委員会、ハローワーク、社会福祉協議会、NPO法人や家族会などの民間団体といった様々な機関が参画して支援を推進している岩手県北上市のネットワークづくりについて紹介する。

コラム

地域のネットワークによるひきこもり支援の強化！
(岩手県北上市)

岩手県北上市では、地域の人々との意見交換等を通じて、ひきこもり対策の必要性を強く認識し始めていた。このため、北上市をあげて、ひきこもりに特化した対策を推進することとし、2020（令和2）年8月に、「北上市ひきこもりネットワーク協議会」を設置した。

北上市ひきこもりネットワーク協議会

北上市ひきこもりネットワーク協議会は、行政機関及び支援関係機関から構成されるプラットフォームであり、関係機関の連携強化、専門性の向上や支援施策の検討を協議会の主な機能としている。

協議会の設置により、各関係機関の担当者が、他の機関の取組内容やひきこもりに関する情報を共有できるとともに、お互いに顔が見える関係となったことから、以前よりすみやかに連携し、課題に関して前向きに取り組めるようになった。

また、参加者の負担が重すぎることにならないよう、効率的な会議運営に留意しており、協議会自体で個別のケース解決をするのではなく、関係者同士がすぐに連絡できる関係づくりの場、情報共有して他の関係機関が持つ有益な意見や情報をもらう場として特に効果的に機能している。



北上市ひきこもりネットワーク協議会

アウトリーチ支援

北上市のひきこもり対策では、能動的な支援であるアウトリーチ機能が不足していた。このため、2021（令和3）年度から、北上市社会福祉協議会への委託事業によりアウトリーチ支援を開始した。

同協議会では、アウトリーチ支援員を配置し、関係機関や当事者家族等からの情報をもとに、本人・家族に自宅訪問を行っている。

当事者との関係づくりは時間がかかることが多く、庭の手入れの手伝いをしたり、詐欺の注意の呼びかけと併せて自宅に伺うなど、様々なきっかけを作ってアプローチを繰り返している。様子を見ながら訪問を重ねても、当事者から支援を拒否されるケースもあるとのことである。

試行錯誤をしながらも、アウトリーチ支援によりすみやかに必要な支援につなげ、社会とのつながりを回復してほしいとの想いの下、取組みを継続している。

居場所を通じてみんなを笑顔にしたい！

ワラタネスクエア

北上市のひきこもり支援には、「居場所」機能も不足していた。

北上市には、従来から任意団体「笑いのたねプロジェクト」が独自事業としてひきこもりの方などの居場所づくりに取り組んでいたが、対象者も限られ、開催も不定期であった。

このため、北上市と連携し、市の委託事業として「居場所」を強化することし、2022（令和4）年度から、アクセスの良い市の中心部に常設の居場所「ワラタネスクエア」を開設することができた。

ワラタネスクエアを運営するNPO法人ワーカーズコープの後藤所長も、ひきこもりの子どもを持つ親として奮闘した経験があり、ひきこもり状態にある本人やご家族が誰かにつながりたいと思ったときに、気軽に行ける居場所が必要であるとの思いから居場所づくりに取り組んできた。

誰もが気軽に入れるように敷居を低くすることが重要であり、入り口は雑貨や書籍を販売する一般の店舗にして、買い物ついでに相談できるようにしている。また、居場所の中ではリラックスして過ごせるように、自分の好きなことをしてもまたは何もしなくても大丈夫としている。ただ1つのルールは、みんなの話を否定しないことである。

後藤所長は、「あるがままの自分を受け止めてくれる居場所があれば、誰もが自分のペースで社会とつながりを持てるようになる。この居場所を通じてみんなを笑顔にしたい」と想いを語っている。



ワラタネスクエア

子育てをするみなさんの応援団でありたい！ わらすば

「わらすば」は、NPO法人わらすばが運営する居場所である。

大内理事長は、高校教諭の時に、学校の枠を外れて中退していく生徒を多く見てきた。そういう生徒がひきこもりにならないように

したいとの思いから、こどもが小さい頃からの様々な関係づくり、居場所づくりに取り組んでいる。

居場所の利用者は幼児から高校生まで幅広く、「子育てをするみなさんの応援団でありたい」との考えから、こどもの居場所事業（預かり）でも親の仕事の有無に関わらず受け入れている。先日は結婚記念日ということで乳幼児含め4人のこどもを預かっていたとのことである。

「時間的な余裕を持つことで、まとめて家事をすませたり、家族で温まる時間を過ごしてほしい」と切に願っている。

今後ともひきこもり支援を推進

このように、北上市ではひきこもり対策の大きな一歩を踏み出したところである。ひきこもり対策は、個々の家庭生活環境や本人家族の考え方も様々であり、他の分野にはない難しさがある。北上市の担当者も手探りで進めているとのことであるが、北上市の関係者、関係機関の前向きな挑戦に今後も期待したい。

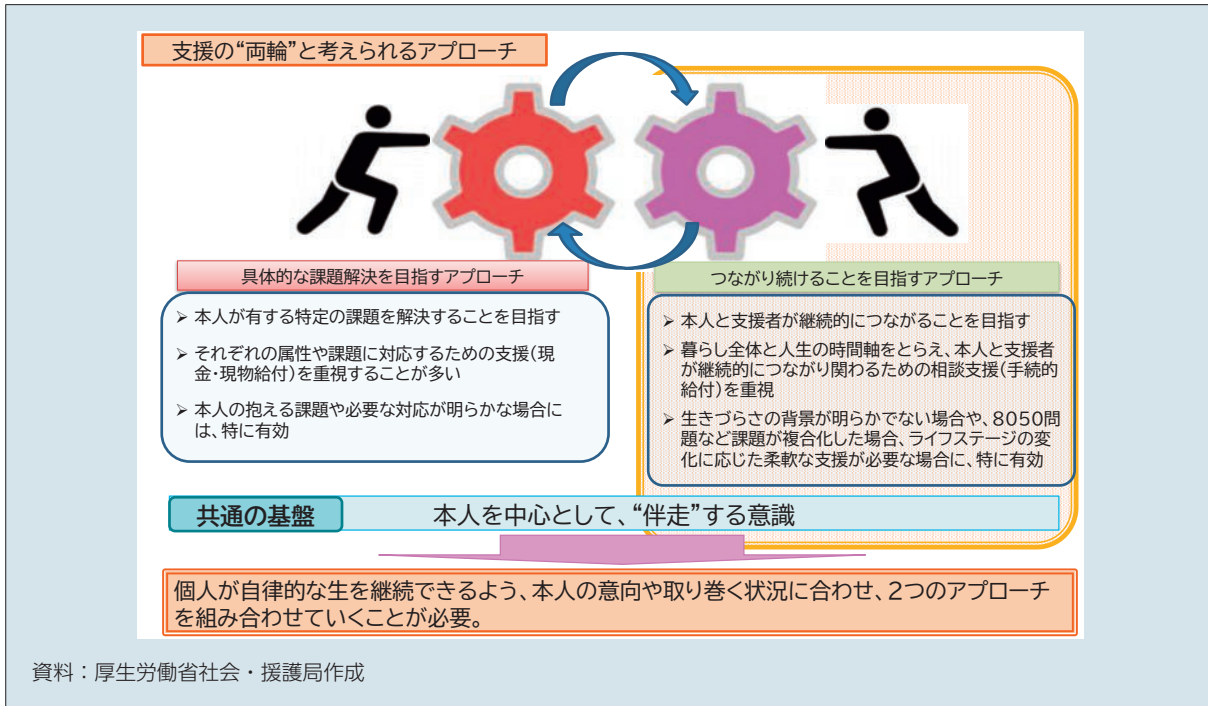
（支援にあたっては、支援者と本人が継続的につながる「伴走型支援」の形が求められる）

実際に課題を抱えた人に対する支援は、地域において、本人と支援者が継続的につながり関わり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていく「伴走型支援」が求められる（図表3-2-6）。

相談支援が包括的かつ個別的行われるためには、一人ひとりの課題や支援ニーズを的確に評価・分析した上で、地元の関係機関と密接に連携しつつ、適切な支援につなぐコーディネーターとしての役割を果たす地域の支援者等の存在が欠かせない。今後、社会福祉法人やNPO等の職員も含め、地域の支援者等の確保に向けた取組みを進めるべきである。また、地域生活の中で一人ひとりに寄り添った支援をしていくためには、医療・介護・福祉の専門職による職種や分野を超えた連携が求められており、それぞれの専門資格の養成課程において共通の基礎的な知識や素養を身につけるとともに、一人の人材が複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫（複数分野の資格の取得、学び直しや中高年の参加の促進も含む。）の検討が必要である*5。

*5 複数資格に横断的な1年程度の共通となる基礎課程を設けることにより、多職種連携や地域・社会活動など地域共生社会を担う人材の育成を図るとともに、医療・福祉人材に新たなキャリア像を提供することができると期待されている。また、既に資格を取得されている方に対しては、他の資格を取得する際に履修期間の短縮や、単位認定の拡大が行われている。

図表 3-2-6 対人支援において求められるアプローチ



(課題の深刻化を防ぐためには、アウトリーチが必要)

課題が深刻化してしまう原因として、本人や世帯が問題に気づいていない、どうすればよいか分からずに解決に向けた取組みになかなか着手できない、既存制度の窓口を知らない、相談に行くことに心理的な抵抗感がある、という場合などが考えられる。

例えば、ひきこもり状態の方は、第2章で紹介した意識調査においても、関係機関^{*6}を利用したいと思わない者が、15～39歳では57.6%、40～64歳では50.0%となっている^{*7}(図表3-2-7)。また、「誰にも相談したくない」という者も20%以上いる(図表3-2-8)。

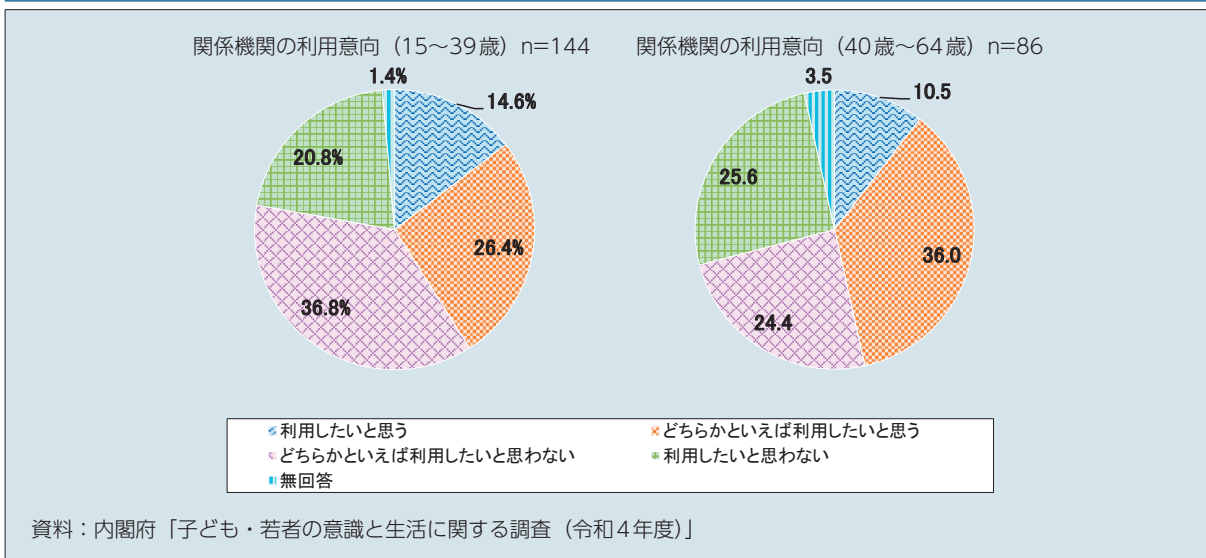
また、ヤングケアラーについては、「世話をしている家族がいる」と回答した者のうち、「自分はヤングケアラーにあてはまると思うか」との質問に対して「あてはまる」と回答した者の割合は、中学2年生で16.3%、全日制高校2年生で15.0%、大学生で26.7%にとどまっており、本人にその自覚がないことなどが挙げられている。

潜在的な支援の必要性を早期に発見し、課題の深刻化を防ぐためには、本人からの申請を受けて開始する支援(受動的な支援)に留まらず、積極的に支援が必要な方のいる場所に出向いて働きかけるアウトリーチによる支援(能動的な支援)が求められる。複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えており自ら支援を求めることのできない方や、支援につながることに拒否的な方などに対して、早期に支援を届けることが重要である。

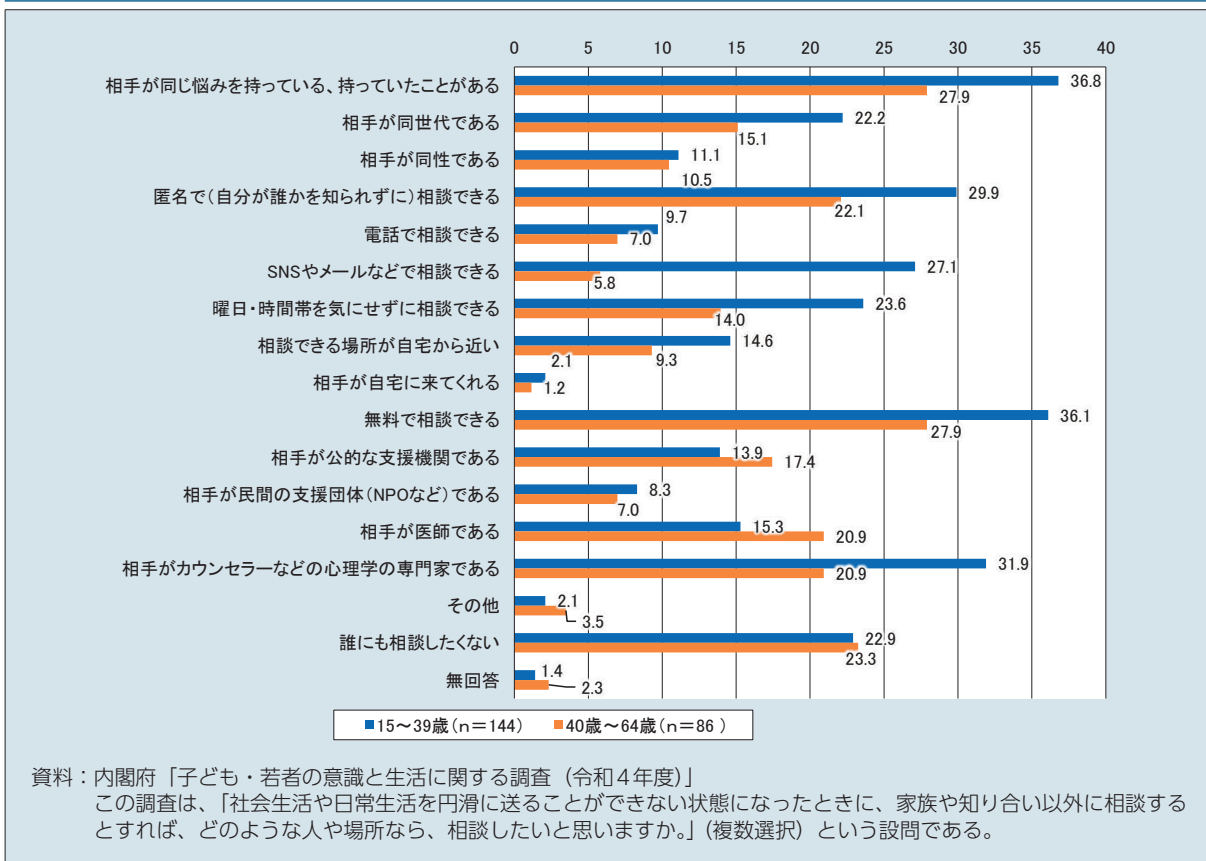
*6 この調査では、関係機関とは、精神保健福祉センター、ひきこもり地域生活支援センター、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター・教育相談所・相談室などの相談機関、児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関、教育支援センター(適応指導教室)、青少年交流の家、青少年自然の家等、職業安定所(ハローワーク)・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関、児童館、フリースクール(フリースペース)、通信制高校のサポート校、青少年センターや青少年プラザなど、若者の自主的な活動を支援する施設、その他民間の機関(自然体験活動、学習支援、就労支援、ひきこもりの支援など若者育成支援を行うNPOなど)が挙げられている。

*7 「どちらかといえば利用したいと思わない」、「利用したいと思わない」の合計を指している。

図表3-2-7 ひきこもり状態の人の関係機関の利用意向



図表3-2-8 相談先に求めること



(アウトリーチでは、地域の社会資源を通じて、支援が必要な方の情報を早期に把握することが求められる)

2021（令和3）年に施行された改正後の社会福祉法では、必要な支援が届いていない方に支援を届けるためのアウトリーチに関する内容が、重層的支援事業の中の一つの事業として新たに設けられた。アウトリーチを通じた支援では、地域住民のつながり（通いの場など）、各種会議の情報、支援にあたり日頃から連携している専門職や民生委員・児童

委員、福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフラインなど）といった様々な地域の社会資源を通じて、支援が必要な方の情報を早期に把握することが求められる。

ここでは、業務の特性を活かしながら金融機関と社会福祉協議会が連携することで、認知症の可能性のある高齢者について早期に情報共有をしている取組みを紹介したい。

コラム

地域における金融機関と福祉機関の連携の可能性 (大分県宇佐市成年後見支援センター、公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構)

平均寿命・健康寿命が延び、人生100年時代といわれている。一方で、認知症などで判断能力が低下することにより、適切な財産管理が難しくなり、当人にとって望ましくない財産の使い方がされる問題が懸念されている。

こうした課題について、金融機関と福祉機関との連携により取り組んでいる具体的事例とその調査研究の取組みについて紹介する。

●大分県宇佐市成年後見支援センターの取組み

大分県宇佐市においても、認知症等で判断能力が低下した場合の財産管理に係る対応に頭を悩ませていた。判断能力が低下した場合には成年後見制度を利用することもできるが、その利用が十分に行き渡っているわけではなく、家族等のインフォーマルな支援に依存しているのが現実であった。このため、成年後見制度の利用促進だけでなく、見守り支援の強化による対策に重点を置くこととした。

財産管理に関しては、金融機関が当事者の人生の比較的早い段階からエンディングに至るまで密接に関連する関係機関であり、利用者の異変に早い段階で気づくことができる。

金融機関が利用者の異変に気づいた場合、できるだけ早期に福祉機関につないで、介護サービスや成年後見制度などを活用する必要があるが、第三者に個人情報を提供する場合に原則本人の同意を必要とする個人情報保護法との整理が必要であった。宇佐市では、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の枠組を活用し、金融機関からの情報提供について個人情報保護法との整合性を確保することとした。

次に金融機関が利用者に説明をしやすくなるため、宇佐市は、市内の全ての金融機関（7金融機関）と「地域における見守り支援

に関する協定」を締結した。この協定の第2条において、金融機関は、「宇佐市内における業務中において、高齢者や障がいがあると思われる方の手続きの異変や状態の急な異変等、財産や生命に危機が生じる恐れがあって、地域社会において見守りや福祉サービス等が必要と思われる場合に、業務に支障のない範囲で」宇佐市に情報提供することとされている。

金融機関からの要望もあり、金融機関がどのような場面で情報提供をすべきか等について、情報提供に係るチェックシートを作成し、金融機関の方々に対してチェックシートの活用方法の研修も実施している。また、協定には情報提供・不提供について金融機関の免責を明記し、情報を提供する金融機関の方々からの協力を得やすくする工夫をしている。

このような検討を経て、2022（令和4）年2月から協定が発効され、2023（令和5）年3月までに7件の情報提供があった。

主に通帳や印鑑などの頻回の紛失や多額の出金、不自然な窃盗被害の訴えなどを契機として金融機関から情報提供がなされ、その後、宇佐市、宇佐市成年後見支援センター、地域包括支援センターと金融機関で連携した見守り支援の実施につながっている。

●年金シニアプラン総合研究機構の取組み

年金シニアプラン総合研究機構では、年金を含めた資産形成や財産管理の在り方、高齢期の医療や介護にかかる費用に関する研究等を行っている。

高齢社会が本格化し、財産管理の課題が顕在化する中で、地域の金融機関と福祉機関との連携が地域住民の安心につながると考え、宇佐市の事例をはじめ全国各地の取組について調査研究を進めている。

今後、地域共生の取組みが各地で広がって

いく中で、例えば、社会福祉法改正により制度化された重層的支援体制整備事業の支援会議の活用による金融機関と福祉機関との連携の可能性、都市と地方における地域資源の違いなどにも考慮した横展開の可能性など、宇佐市の事例も掘り下げながら研究事業を進め

ている。

地域における金融機関と福祉機関の連携という新たな取組みについて、調査研究や事例の横展開等により、より安心できる地域社会づくりが進められることを期待したい。



市内金融機関との協定締結式の様子（前列左から2人目が宇佐市是永市長、3人目が靱倉センター長）



成年後見支援センターのチラシ

（支援者自身のケアをすることで、課題を抱える方にとっても支援の充実が期待される）

伴走型支援は、課題を抱える本人に寄り添いながら、長期的な関わりが求められる。また、アウトリーチによる支援対象となる方は、長期にわたりひきこもり状態にある方など、地域とのつながりが希薄化していることも多いため、本人から支援の同意を得るまでも、そして同意を得たあとの継続支援についても、丁寧で粘り強い、長期的な視点での支援が求められる。

一方で、こうした支援の長期化により、支援者自身が疲弊するといった課題もある。このため、支援者が抱える悩みに寄り添い、相談できる場を設けるなどの、支援者に対する支援の取組みも必要である。例えば、ひきこもり支援においては、「ひきこもり支援実施機関支援力向上研修」として、新任のひきこもり支援従事者に対する研修を国が開催している。2023（令和5）年度からは、中堅職員や指導的な立場にある支援者に対しても研修を拡充するとともに、オンラインなどを活用して支援者が抱える悩みの共有や相談できる場の提供などを行うこととしている。

様々な課題を抱える方に寄り添いながら丁寧に対応していくことが求められる中で、こうした支援者に対するケアを充実させることにより、ひいては課題を抱える方に対する支援の充実につながるだろう。

（4）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

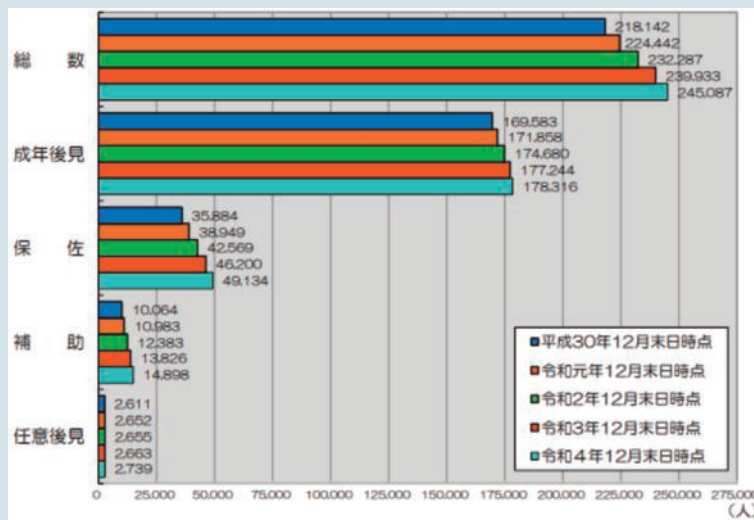
（高齢化を背景に、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズは高まる見込み）

支援を必要とする人が地域社会に参加するためには、様々な関係機関のネットワークなどによる包括的な支援体制において、本人を中心とした支援や活動が行われることが求め

られるが、その共通基盤として、権利擁護支援^{*8}がある。

権利擁護支援の一つである成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者の法律行為を支える制度である。2016（平成28）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が成立し、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画^{*9}が閣議決定され、成年後見制度の適切な利用の推進が図られることとなった。成年後見制度の利用者数は、2022（令和4）年12月末日現在で245,087人であり、主な申し立ての動機としては、「預貯金等の管理・解約」が最も多く、次いで、「身上保護」となっている（[図表3-2-9](#)、[図表3-2-10](#)）。

図表3-2-9 成年後見制度の利用者数の推移



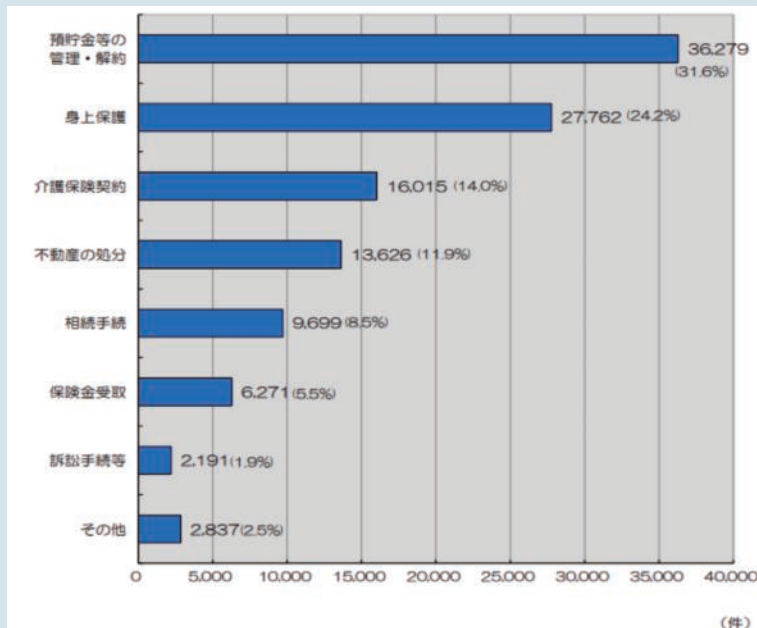
資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」（令和4年1月～12月）

（注）成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

*8 第二期成年後見制度利用促進基本計画において、「権利擁護支援」は「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である」と定義されている。

*9 平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画の期間は平成29年度から令和3年度までの5年間であり、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間である。

図表3-2-10 主な申立ての動機別件数・割合



資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」（令和4年1月～12月）
 (注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

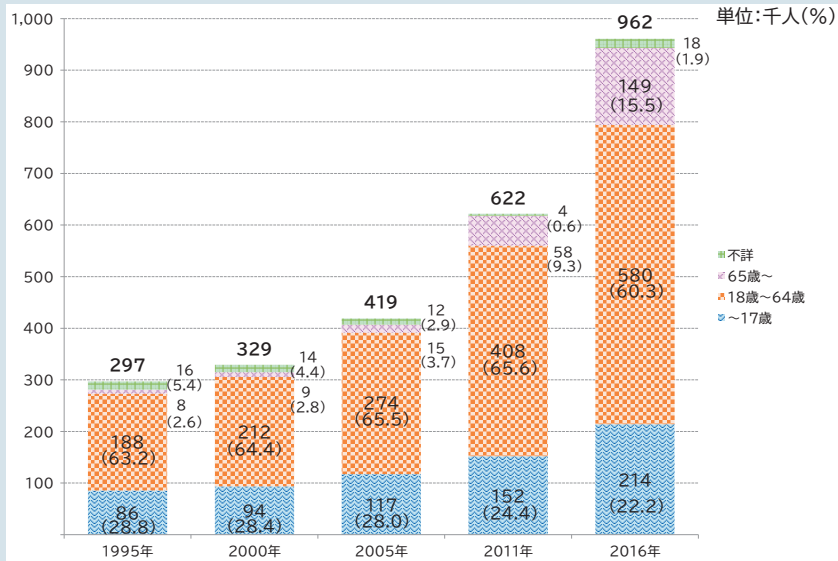
第1章で見たような高齢化を背景に、2025（令和7）年には、認知症の有病者数が約700万人になるとも推計されているほか、知的障害者や精神障害者の人数も増加しており、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズは更に多様化及び増大する見込みである（図表3-2-11、図表3-2-12、図表3-2-13）。

図表3-2-11 認知症の人の将来推計

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.2%	602万人 16.7%	675万人 18.5%	744万人 20.2%	802万人 20.7%	797万人 21.1%	850万人 24.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 15.5%	631万人 17.5%	730万人 20.0%	830万人 22.5%	953万人 24.6%	1016万人 27.0%	1154万人 33.3%

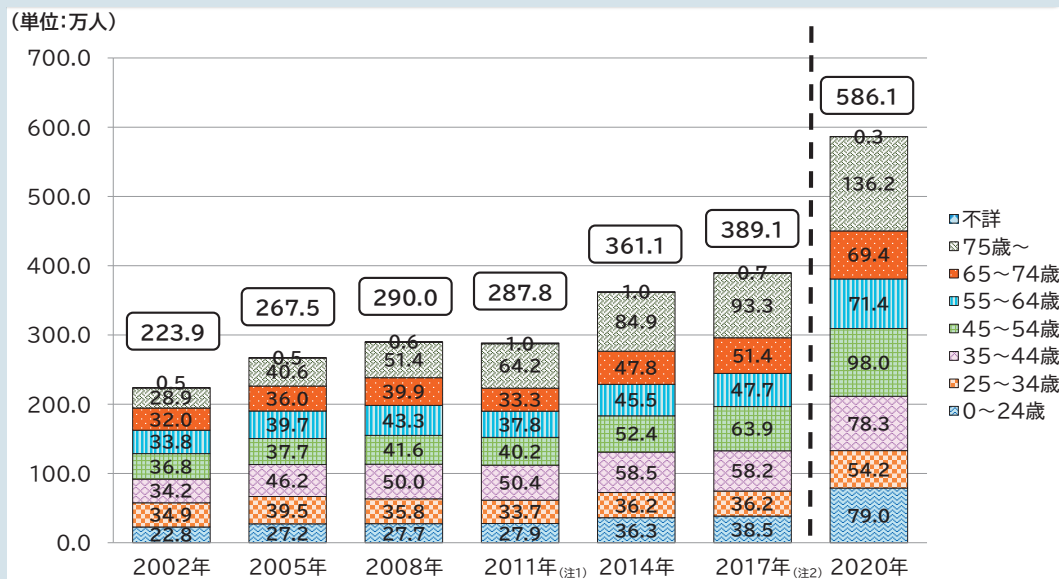
資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）

図表3-2-12 知的障害児・知的障害者数（在宅）の推移



資料：厚生労働省「知的障害児（者）実態調査」（～2005年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011・2016年）

図表3-2-13 精神障害者数（外来）の推移



資料：厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

注1) 2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2) 2020年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（2017年までは31日以上を除外していたが、2020年からは99日以上を除外して算出）。

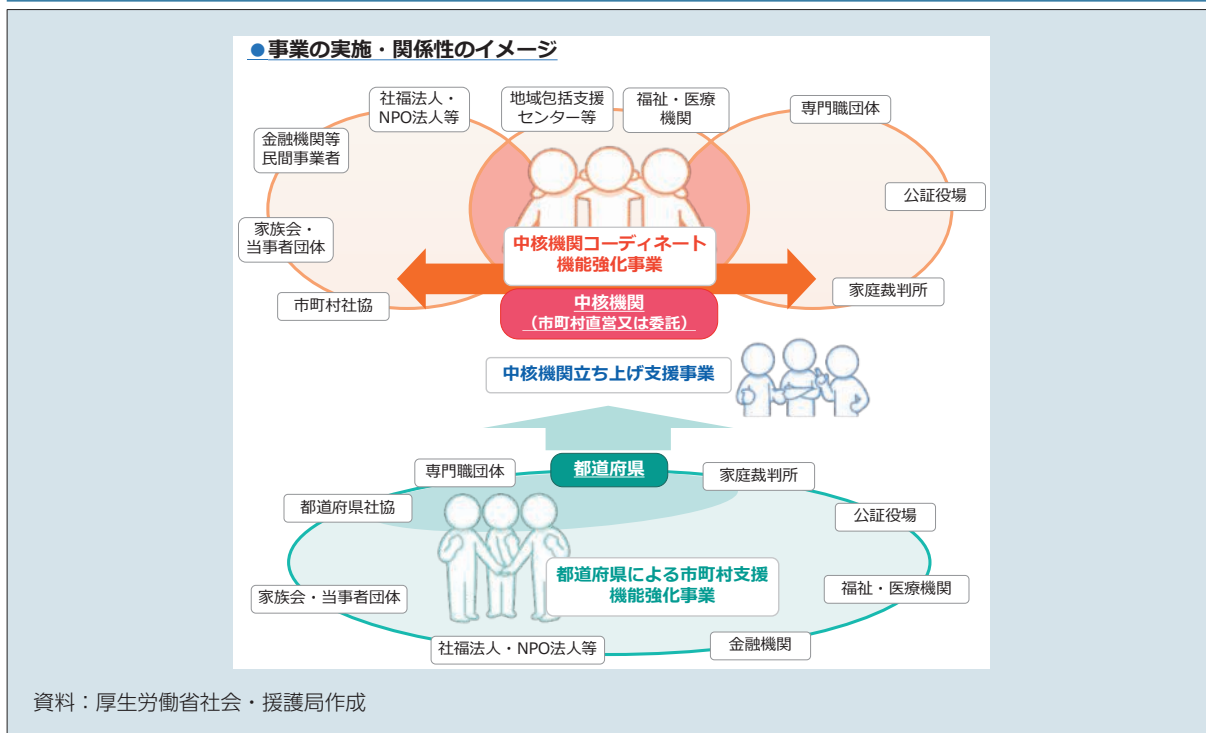
（権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制を強化する）

全国、各地域において、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体などの協働による権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度を含めた権利擁護支援の推進に取り組んでいるが、小規模の町村などでは体制整備が進んでいない。

このため、第二期成年後見制度利用促進基本計画では、都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進を図ることとしている。

例えば、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所などとの定例的な協議の場を設けることや、市町村が専門職アドバイザーなどから助言などを受けられる体制づくりを拡充することにより、市町村による中核機関^{*10}の体制整備を支援することとしている。市町村は、中核機関の立ち上げ後は、相談対応時において関係機関の役割調整などを行うコーディネート機能の強化を図ることとしている（図表3-2-14）。

図表3-2-14 中核機関コーディネート機能強化のイメージ図



(他制度と連携することにより、本人の状況に応じた支援や、複合的な課題への対応も可能となる)

権利擁護支援は、様々な制度と連携して、本人の状況に応じた効果的な支援とすることが重要である。このため、例えば、日常生活自立支援事業^{*11}においては、関連諸制度との役割分担チェックシートの活用などによって、利用者を成年後見制度などへ適切に移行するなどの取り組みを行っている。

また、権利擁護支援を必要としている方の世帯の中には、虐待やネグレクトなど、複合的な課題を抱えていることもある。例えば、中核機関で受け付けた相談のうち、成年被後見人等本人や、その世帯が抱える課題が複合化しており、対応が困難な場合には、重層的支援事業における多機関協働事業者につなぐことなどが考えられる。

ここでは、認知症高齢者の視点を重視したまちづくりをしている事例について紹介する。

*10 中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制である。主な役割は、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート、協議会の運営等を通じて専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るためのコーディネートを行うことなどである。

*11 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。

コラム

認知症とともに誰もが自分らしく暮らし続けられるまち
(静岡県藤枝市)

藤枝市では、2012（平成24）年度から認知症地域支援推進員を配置し、市内の医療や介護のネットワークづくりにいち早く取り組み始めた。委員会（構成員：医師会、地域包括支援センター、認知症介護家族の会）や認知症支えあいコールセンターの設置、家族を対象とした交流会の開催等の認知症施策に重点的に取り組んできた。

認知症施策の転換

2015（平成27）年1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）として7つの柱が示され、その1つ『認知症の人やその家族の視点の重視』は、全てに共通する重要な柱であることが示された。これまで認知症施策として様々な事業に取り組んできたが、これらが本人や家族の視点に立ったものになっていたのか、見つめ直すきっかけとなった。コールセンターの相談件数や交流会の参加人数からも、認知症の人や家族の声が藤枝市の認知症施策に反映されていないことが課題としてうかがえ、認知症の人と家族の声を聴くことに取り組み始めた。

2016（平成28）年度には、認知症の人と家族を対象に「心の声アンケート」を実施。アンケートの結果から、認知症の人本人の声を聴ける仲間づくりと当たり前の暮らしをみんなで支える地域づくりが必要であると感じた。

当事者同士の出会い

～本人が安心して話せる環境づくり～

「自分の着ている服がおかしくないかなって心配で、服を選ぶのが大変。」と服装選びや言葉の出づらさに悩み、「外に出たい気持ちはあるけれど自信がない」と話す若年性認知症の女性がいた。この女性の抱える悩みや生活の課題はフォーマルなサービスで解決できるものではなかった。他の当事者に生活上の悩みの解決方法について相談したところ、当事者同士で日頃の悩みを話しあう機会を設けることにつながった。

実際に当事者同士が出会い、日頃の生活に

ついて互いに話し合う様子から、安心して自分のことを話せる環境が当事者にとって必要であることを実感した。

認知症と診断された時のことや日頃の思いを話す中で「こういったことを誰に相談して良いか分からなかった。友達にも言えなかった。」という女性の声があり、定期的に本人ミーティングを開催することへと発展した。



本人ミーティングの中で、よく話題に挙がるのが“工夫”の話である。認知機能の低下により起こる生活の中での不便さや困りごとについて、それぞれが行っている工夫を情報交換している。安心して集まれる場所があることで、（認知症を）自分だけの課題ではなく、仲間の課題と一緒に考えることにも繋がり、徐々に当事者同士の繋がりの輪が広がった。

藤枝版認知症本人ガイドの作成

本人の声は認知症施策の道標となり、これまでの普及啓発の在り方を見直すことにも繋がった。藤枝市の認知症ケアパスや認知症に関する情報は、家族に向けて発信されているものが多く、本人の視点に立った情報の発信ができていなかった。そこで、認知症の本人を中心に“認知症になってからも自分らしく暮らす”ために大切なことを、診断前から現在に至るまでの経験を振り返りながら本人同士で話し合い、認知症の本人の視点から必要な情報や、伝えていきたいことをまとめた、藤枝版認知症本人ガイド『あなたへ～認知症のわたしたちから伝えたいこと～』を作成した。



本人ガイド
掲載ホームページ

本人ガイドの中では、認知症と診断された時に「自分が壊れていくのかもしれない」とマイナスイメージしかなく、診断されてから自分自身の中にある認知症に対する偏見に気づいたという声も挙がった。誰もがなりうる

ものであろう認知症に備え、地域で暮らす認知症の本人と一緒にありのままの姿や声を伝え、本人視点での認知症への理解を深め、これまでの認知症に対する画一的なイメージを払拭することにも取り組んでいる。

希望を叶える環境づくり

藤枝市では、「認知症の人に優しいお店・事業所」として、企業やお店がそれぞれの立場や職種を活かし高齢者の暮らしを支える一翼を担っている。こうした企業やお店も本人の声を聞き、地域における認知症バリアフリーの実現に向け、ともに暮らしやすいまちを考える重要な存在となっている。

藤枝市の認知症施策推進会議は、医師、地域包括支援センター、認知症の本人と家族、地域のお店や企業、民生委員等多様な立場で委員が構成されており、認知症の人が外出や社会参加を続けるための備えや必要な体制について検討を進めている。認知症の人が地域に出る（社会参加）ことにより、地域の中で自然と認知症の人への理解が深まると考え、認知症の人の希望を叶える環境づくりが必要であると話し合っている。

2 暮らしの基盤である「住まい」から始まる支援

近年、独居高齢者、生活困窮者、困難を抱える女性など、「住まい」について課題を抱えている方が顕在化している。住まいは、地域住民の生活を維持するための基盤であり、地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、その環境整備を進めることが必要である。現在、「生活困窮者一時生活支援事業」などにより、住まいに不安を抱える生活困窮者に対して、住まいに関する支援などを行っている。こうした取組みを推進し、住まいの確保と併せて、地域とのつながりづくりや相談支援などのソフト面も含めた支援の強化を進めることが重要である^{*12}。以下、具体的に見ていきたい。

(1) 住まいの確保の必要性

(ホームレス以外にも、ネットカフェを行き来するなど何らかの事情で住まいに課題を抱える方はどの地域にも存在する)

路上などで生活を営むホームレスは、2022（令和4）年の実態調査^{*13}で、全国におい

*12 「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」(2022(令和4)年12月26日)では、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、そのために必要となる施策を本格的に展開すべきとの提言がされており、今後、一層の推進が求められる。

*13 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

て約3,500人確認されている。また、ホームレス以外にも、知人宅やネットカフェなど様々な場所を行き来している不安定居住者が一定数存在している。そのほか、虐待やDVを含め、何らかの事情によって「住まい不安定」などの状態に陥るリスクがある方はどの地域にも存在しうる。さらに、今後、単身世帯の増加が見込まれる中で、住まいや地域での暮らしに課題を抱える独居高齢者などの一層の増加も懸念される。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、住まいに関する相談は増加し居住支援のニーズが顕在化した)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などに伴う収入減少などにより、家賃の支払いが難しくなるなど、住まいに関する課題を抱えた相談者は男女ともに増加した(図表3-2-15)。また、離職・廃業や休業などにより経済的に困窮し、住居を失うおそれがある方などに対して家賃額相当を支給する「生活困窮者住居確保給付金」*14の申請件数は、大幅に増加した(図表3-2-16)。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、住まいに関するニーズが顕在化したとも言えるだろう。

「住まい」は生活の基盤そのものであるとともに、就労の前提ともなるが、現に住まいのない方だけではなく、生活困窮世帯の場合は、社会経済や心身の状況が一変することで直ちに「住まい不安定」や「ホームレス」につながるリスクがある。

図表3-2-15 生活困窮者自立支援制度における相談者像の変化

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化(プラン作成者の課題・男性)							
○ 新型コロナ流行下では、10代において「社会的孤立」、20代以上において「住まい不安定」や「ホームレス」といった住まいに関する課題が多く見られるようになった。							
(生活困窮者自立支援統計システムより抽出)							
課題の特性(男性・年代別)							
<small>※ 「その他」を除く。 ※ 赤字: コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。</small>							
コロナ前(2019年11月~2020年1月)							
	~10代(n=171)	20代(n=1107)	30代(n=1452)	40代(n=2460)	50代(n=3032)	60代(n=2367)	70代~(n=1616)
1位	就職活動困難 37.4%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 53.2%	経済的困窮 53.3%	経済的困窮 55.3%	経済的困窮 47.1%	経済的困窮 41.9%
2位	経済的困窮 31.6%	就職活動困難 38.8%	就職活動困難 38.4%	就職活動困難 37.3%	就職活動困難 37.3%	病気 29.0%	家計管理 29.0%
3位	家族関係 28.1%	家族関係 28.8%	メンタルヘルス 31.5%	就職定着困難 25.5%	病気 29.1%	就職活動困難 25.8%	病気 28.2%
4位	コミュニケーション が苦手 22.8%	メンタルヘルス・就職 者困難 28.4%	就職定着困難 26.7%	病気 24.6%	家計管理 23.8%	家計管理 25.2%	就職活動困難 17.9%
コロナ流行下(2020年11月~2021年1月)							
	~10代(n=141)	20代(n=2137)	30代(n=3213)	40代(n=4508)	50代(n=5050)	60代(n=3296)	70代~(n=1880)
1位	経済的困窮 39.0%	経済的困窮 71.0%	経済的困窮 76.4%	経済的困窮 74.8%	経済的困窮 73.5%	経済的困窮 71.2%	経済的困窮 59.1%
2位	社会的孤立 32.6%	住まい不安定 24.7%	住まい不安定 24.5%	住まい不安定 24.3%	就職活動困難 25.8%	就職活動困難 24.2%	ホームレス 26.2%
3位	就職活動困難 29.1%	就職活動困難 23.0%	就職活動困難 21.2%	就職活動困難 23.0%	住まい不安定 22.3%	住まい不安定 21.8%	就職活動困難 19.9%
4位	コミュニケーション が苦手 27.7%	就職定着困難 14.4%	就職定着困難 13.4%	家計管理 13.7%	病気 16.1%	病気 18.5%	病気 18.2%

*14 離職・廃業や休業などにより、経済的に困窮し、住居を失うおそれが生じている方などに対し、収入要件・資産要件を満たし求職活動を行う場合に、家賃額相当を原則として3ヶ月間支給することで、安定した住まいの確保を支援するもの。

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化(プラン作成者の課題・女性)

○ 新型コロナ流行下では、10代において「コミュニケーションが苦手」、20代以上において「住まい不安定」という課題が多く見られるようになった。30,40代においては「ひとり親」という特性も増加している。

課題の特性(女性・年代別)

(生活困窮者自立支援統計システムより抽出)

コロナ前(2019年11月~2020年1月)

	~10代(n=150)	20代(n=847)	30代(n=1170)	40代(n=1549)	50代(n=1291)	60代(n=825)	70代~(n=885)
1位	家族関係 41.3%	経済的困窮 56.9%	経済的困窮 53.1%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 61.3%	経済的困窮 63.9%	経済的困窮 54.4%
2位	就職活動困難 35.3%	就職活動困難 38.0%	家族関係 36.1%	メンタルヘルス 34.7%	家計管理 35.6%	家計管理 33.2%	家計管理 38.5%
3位	経済的困窮 29.3%	メンタルヘルス 36.1%	メンタルヘルス 32.6%	家族関係 33.9%	家族関係 33.8%	家族関係 32.4%	家族関係 32.5%
4位	メンタルヘルス 28.0%	家族関係 34.0%	家計管理 30.1%	家計管理 30.9%	就職活動困難 33.0%	就職活動困難 32.2%	病気 32.0%

※ 「その他」を除く。
※ 赤枠:コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ流行下(2020年11月~2021年1月)

	~10代(n=124)	20代(n=1426)	30代(n=2204)	40代(n=2818)	50代(n=2416)	60代(n=1364)	70代~(n=953)
1位	経済的困窮 36.3%	経済的困窮 68.8%	経済的困窮 73.0%	経済的困窮 74.7%	経済的困窮 78.3%	経済的困窮 78.4%	経済的困窮 74.3%
2位	コミュニケーションが苦手 33.1%	住まい不安定 30.2%	住まい不安定 28.0%	住まい不安定 25.3%	住まい不安定 24.6%	就職活動困難 25.5%	就職活動困難 23.8%
3位	メンタルヘルス 29.0%	就職活動困難 27.2%	就職活動困難 23.2%	就職活動困難 23.6%	就職活動困難 24.6%	住まい不安定 24.5%	家計管理 22.6%
4位	家族関係 27.4%	家族関係 16.6%	ひとり親 19.2%	ひとり親 18.4%	家計管理 18.4%	病気 19.4%	病気 22.1%

資料:厚生労働省社会・援護局作成

図表3-2-16 生活困窮者住居確保給付金の支給実績



資料:厚生労働省社会・援護局作成

(2) 住まいの確保に関する支援

(住まいに課題を抱える方に対しては、生活困窮者自立支援制度や、住宅セーフティネット制度などに基づく支援が行われている)

生活困窮者自立支援制度では、「生活困窮者一時生活支援事業」により、ホームレスや住まいに不安を抱える生活困窮者に対して、一定期間、衣食住に関する支援を行っている(図表3-2-17)。同事業の利用者は、40歳代から60歳代が約6割を占めており(図表3-2-18)、2021(令和3)年度の実施自治体数は332(37%)である。また、一時生活支援事業の利用者や安定した住まいの確保に困難を抱える方に対して、「地域居住支援事

業」として、入居支援や訪問による見守り支援などを行っている。

具体的には、入居支援について、「住まいに関する相談」、「不動産業者・物件の紹介」、「入居契約等の手続き等」がいずれも同事業を実施している自治体において約90%の割合で実施されており、居住支援については、「個別訪問による見守り」が91%、「安否確認・緊急対応」、「近隣や家主との間のトラブル対応」がいずれも70%以上の割合で実施されている（図表3-2-19）。同年度の実施自治体数は50自治体（6%）である。

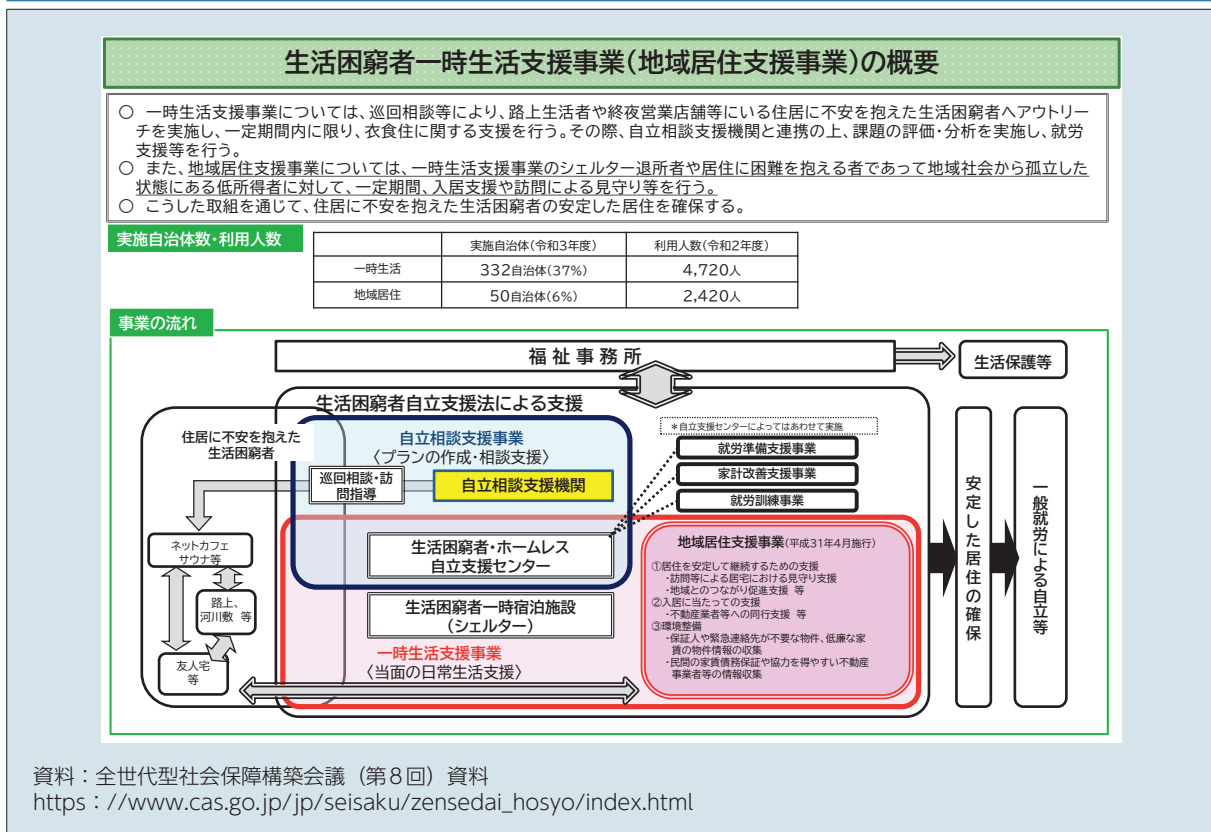
高齢者については、「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の中で、住宅に関する情報提供や入居に関する相談、日常生活上の生活相談などを行っている。

さらに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者など）の円滑な入居を促進するため、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、居住支援法人等が入居支援などを実施している。（図表3-2-20）

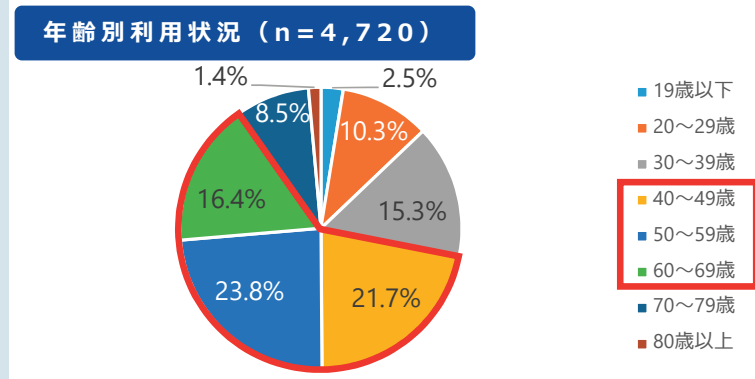
生活困窮のために最低限度の生活を維持できない方に対しては、生活保護制度の「住宅扶助」により、家賃や住宅維持費（補修費等）が給付される。

そのほか、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で公営住宅を供給している。

図表3-2-17 生活困窮者一時生活支援事業の概要

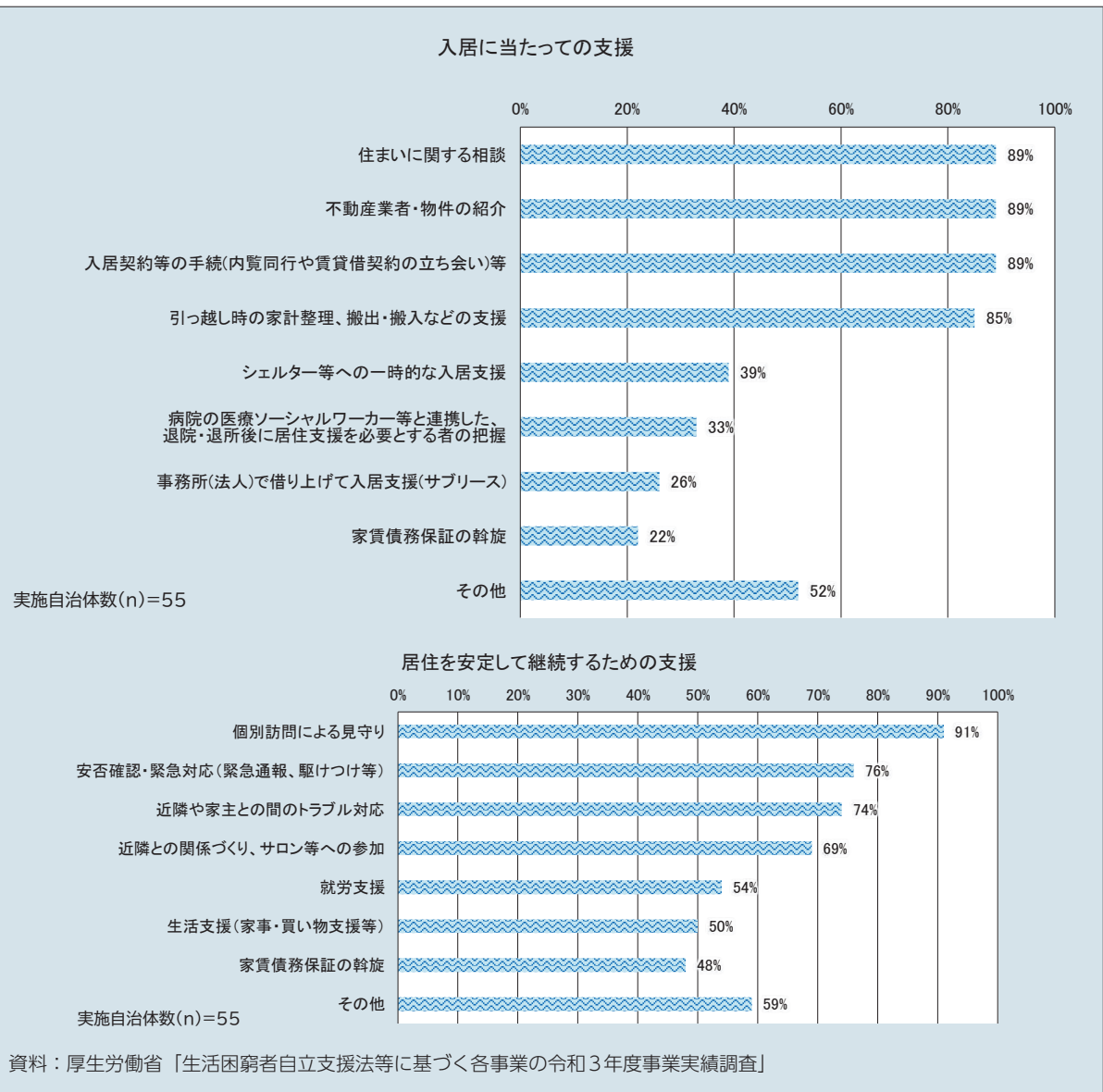


図表3-2-18 生活困窮者一時生活支援事業の年齢別利用状況

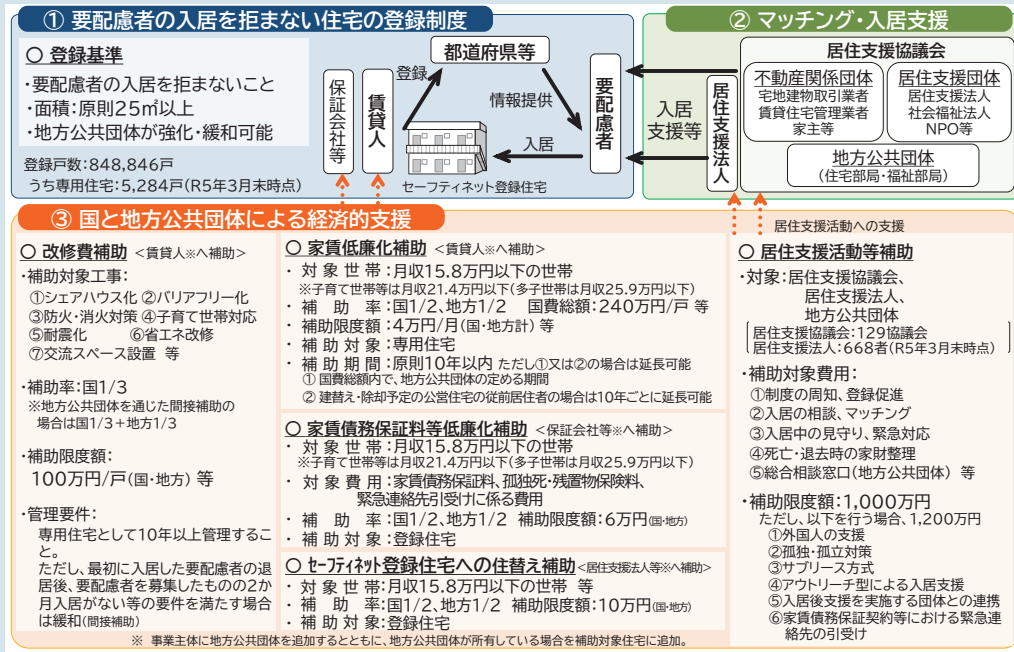


資料：厚生労働省「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和2年度事業実績調査」

図表3-2-19 地域居住支援事業の支援内容



図表3-2-20 住宅セーフティネット制度の概要



資料：国土交通省「住宅セーフティネット制度の枠組み」

(入居後の総合的な生活支援も含めた環境整備を全国的に進めていくことが必要)

住まいに課題を抱える方は、住まい以外にも、生活困窮やメンタルヘルスなど複合的な課題を抱えている場合も多い。ハードとしての住宅の提供のみならず、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域とつながる居住環境や見守り、相談支援の提供をあわせて行うことができるような環境整備が求められる。

具体的には、一時生活支援事業などの事業の実施を推進していくことや、「住宅セーフティネット制度」などの住宅施策との連携を強化していくことが求められる。また、厚生労働省では、2022（令和4）年度に「地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業」*15を実施しており、この事業の結果を踏まえた実践面での課題の抽出や全国的な普及に向けた具体的な手法の周知・啓発などの検討をさらに進めることとしている。

ここでは、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業及び地域居住支援事業において、自治体や不動産会社と連携をして、居住支援を行うNPO法人の取組事例と、若者と高齢者が多世代交流をしながら暮らす住まいの事例について見てみたい。

コラム

誰もが安心して暮らせる住まいを (神奈川県座間市・NPO法人ワンエイド)

住まいは生きていくために欠かせない「衣食住」の一つだ。ここでは、住まいに困難を抱える方に対する、神奈川県座間市役所とNPOワンエイドの支援の取組みを紹介する。

* 15 令和4年度老人保健健康増進等事業。全国5自治体（北九州市、座間市、伊丹市、岩沼市、輪島市）において、住まい支援について総合的な相談対応を行う体制の整備や、見守り支援を実施するなどのモデル事業。

座間市の住まいの支援の主な担い手

神奈川県座間市は、東京から約40キロメートル、神奈川県のほぼ中央に位置している。人口約13万人、世帯数約6.1万世帯である（2023（令和5）年1月1日現在）。

座間市では、2020（令和2）年度から、住まいの支援として、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の「一時生活支援事業」を実施している。同市は、この事業を特定非営利活動法人ワンエイド（以下「ワンエイド」という。）へ委託しており、ワンエイドは、民間の不動産会社プライムなどと連携して支援を担っている。

ワンエイドの理事長とプライムの社長は共に不動産会社の従業員であった。不動産会社勤務時に、借主としてリスクが高いとされる高齢者の仲介を断らざるを得なかった経験から、一般的に入居が困難な方の住まい支援に踏み出した。

住まいに困難を抱える方は、座間市役所からの紹介を受けて、または直接ワンエイドに来て本人の状況や希望を相談する。

住まいの支援の概要

座間市の一時生活支援事業は、①一時生活支援と②地域居住支援からなっており、相談者はこれらの支援を受けられる。

①「一時生活支援」は、住まいを失った方に対して、緊急的に、一定期間（原則3か月）、シェルターを始めとして食事や日用品など日常生活に必要なものを提供し自立を支援するものだ。シェルターは、借上型の賃貸物件でワンルームのアパートを2室用意しており、いつでも入居できるように入居者が退室したらすぐに部屋の清掃などを行っている。

例えば、DV被害に遭い暴力から逃れてきたが、生活環境を大きく変えられず婦人保護施設等の入所を望まない方などの場合は、ワンエイドに相談が来た後、基本的には、即日シェルターに入居が可能だ。2021（令和3）年度は18件の利用があった。

②「地域居住支援」は、シェルター利用者や、それ以外で住まいに困難を抱える相談者に対して、物件情報の提供、不動産会社への同行などの支援をしたり、理解のある協力的

な不動産店の開拓を行ったりするものだ。2021（令和3）年度には、759件の相談があり、148件で賃貸借契約が成約した。

相談者の年代、性別、障害の有無などは多様だ。例えば、生活保護の受給対象にはならないがインターネットカフェで生活をしている方や離職して社員寮を退去せざるを得なかった方などがいる。

入居はスタート地点に立つこと

住まいの確保の問題は、安心して居住できる場所が見つかるそこがゴールとされていてしまいがちだ。しかし、実際にはスタート地点に立ったにすぎない。

住まいに困難を抱える方は、金銭管理や仕事などに関しても課題を抱えていることが多い。また、物件の貸主（大家の方）の立場からは、騒音問題による近隣トラブル、孤立死のリスク、あるいはごみ屋敷化などの懸念を持たれることも避けられない。

この点、ワンエイドとプライムの連携は強みだ。入居後も、孤立死を防ぐために見守りサービスを行ったり、他のアパート住民から管理者のプライムに苦情が来たらトラブルになる前にワンエイドが相談を受けて様子を見るようにしたり、継続的な支援を行っている。

住まいの支援とは生活全般の困りごとと向き合うこと

座間市では、一時生活支援や地域居住支援を行いつつ、利用者の意向を踏まえながら、家計相談のための支援（家計表の作成など）や就労支援なども組み合わせている。住まいの支援では、住居の確保だけを考えるのではなく、生活全般にまで視野を広げ、包括的に行うことが重要なのだ。

座間市では、2021（令和3）年6月に、庁内関係部局、ワンエイド、不動産団体、空き家対策支援団体など10団体・10部署で「居住支援協議会」を設立し、住まいの支援に関する今後の方針の検討などを行っている。同協議会では、大家の方（貸す側）の不安⇨住まいの課題を抱える方（借りる側）の生活の困りごとだと考えている。例えば、家賃滞納といった貸す側の「不安」の裏には、

借りる側の金銭管理という「困りごと」があり、家計改善といった「支援」が求められる。貸す側と借りる側の困りごとの溝を埋めるため、行政と支援団体、不動産会社、貸主などが顔の見える関係を築くことが大切だと考えている。

このため、今後は、住まいに困難を抱える方の入居を「受け入れる」不動産会社の開拓から、困難を抱える方が「どこに相談すれば良いのかつなぎ先を知っている」不動産会社の開拓へ注力していくこととしている。今後、一層、住まい支援の充実が求められる中で、座間市の新たな挑戦が期待される。



住まいに困難を抱える方の支援を行うワンエイド

コラム

高齢者と若者の交流でお互いが元気になる賃貸住宅 (株式会社ノビシロ)

高齢者と若者が支え合いながら楽しく暮らす多世代交流型の賃貸住宅「ノビシロハウス」を紹介する。

ノビシロハウスの仕組み

株式会社ノビシロが管理するノビシロハウスは、神奈川県藤沢市の住宅街の一角にあり、高齢者や若者、車いす利用者が住む単身者用の賃貸住宅である。高齢者や車いす利用者が暮らしやすいようにと、一部の居室はトイレや廊下が広めに作られている。

若者は、①朝や帰宅時に定期的な高齢者への声かけを行うこと、②月1回の住人同士が参加するお茶会を開催すること、この2つを行うことを条件に、家賃が半額になる。

みんなが元気になる交流

お茶会は、ノビシロハウスの住人同士だけでなく、ノビシロのスタッフや地域に住んでいる学生なども参加することができる。

テーブルをみんなで囲んで、お菓子を食べたりしながら、日常生活の些細な話、好きな歌の話、大学や仕事の話など、いろんな雑談で盛り上がる。

ある日のお茶会では、戦争を体験した高齢の住人から、実体験に基づいたリアルなお話

があった。墨塗り教科書や防空壕への避難の話などに、戦争経験のない若者も興味深く耳を傾けていた。

住民の交流は、お茶会だけではなく、カラオケや、トウモロコシ狩りなどの屋外のイベントもある。作詞・作曲など音楽づくりに携わっている若い住人は、高齢者が選曲する昔の名曲を初めて聴いて、新たな音楽づくりのひらめき、新しいヒントを得られそうだと語る。



▲お茶会の様子

「声かけ」から広がる近所づきあい

若者は、朝や帰宅時に定期的な高齢者のお宅を訪問することになっている。インターフォン越しだけの時もあれば、部屋に上がって食事を一緒にすることもある。

ノビシロハウスの交流の強みは、同じアパートに住む住人同士という点である。ノビ

シロハウスでは、サポートする・される関係が上下関係になることはなく、友達や祖父・孫のようなフラットな関係となっており、お互いが良い刺激を受けることができる。

声がけだけでなくとどまらず、住民同士がスマホでつながり、例えば、家の棚の高いところにあるものを取ってもらったり、手が不自由なのでリモコンの乾電池を替えてもらったり、などのちょっとした日常的な助け合いも広がっている。

高齢の住人は「若い人から刺激を受けて毎日楽しい。元気をもらっている。忙しい中でも声がけに来てくれて本当にありがたい。料理を教えてあげたらとても喜ばれた。」、若い住人は「帰宅時の声がけの時は、仕事で疲れている自分をいたわってもらっている。いつも応援していただき、うれしい。感謝している。こんなに年の離れた友達がいるのが面白い。ずっと関わってほしい。」と語る。

高齢者と若者、双方よしの住居づくり

株式会社ノビシロの鮎川代表にお話を伺った。

高齢者は、元気で健康に問題が無くても、終の棲家として住宅を借りることが難しい現状があるという。将来の認知症や孤立死のリスクがあるためだ。そのため、最期まで自宅で過ごしたいという高齢者の要望をかなえる住宅づくりに踏み出したという。

また、若者にとっても、ノビシロハウスは、異なる世代の方の様々な話を聞くこともでき、価値のある経験ができる場であると語る。

「今の若者は、祖父母に、人生の点と点で

しか会わないことが多く、高齢になって死を迎えるまでの過程が見えない。それでは、「老後」に対して不安を感じるだけでポジティブになれないのではないか。そのため、高齢者として過ごす人生について、身近なところで可視化したい。身体的には衰えていくが、気持ちは楽しく過ごす幸せな老後を見れば、若者が自分の人生を考える上でも価値のある経験になるのではないかと語る。

住人一人ひとり、その背景や考え方も様々であるので、誰もが満足できる交流の仕組みづくりなど、今後も課題は尽きないとのことである。試行錯誤しながらも、高齢者と若者が世代を超えてお互い支え合い、成長し、楽しく過ごすことができる住居づくりの挑戦に今後も期待したい。



▲ノビシロハウスの外観
居住スペースの他、カフェ、コインランドリー、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所がある。

3 デジタルも含め様々な人が交差する「居場所」づくりの推進

(1) 「居場所」づくりの推進

地域では様々な実践が始まっているが、世代や属性を超えて、多様な人が交差する「居場所」づくりも重要だろう。身近な地域に、課題を抱える方も、そうでない方も含め、気軽に集まり、安心して通えるような様々な「居場所」があることで、日常の暮らしの中で、地域住民同士の緩やかな見守りが実践されるとともに、そこに集う人々のつながりを実感することも出来るだろう。ここでは、具体的な取組事例として、地域の集いの場など

により専門家だけでなく地域住民と一緒に地域の困りごとに対応している事例、空き家の活用により多世代交流の場づくりを展開する企業の事例、カフェを舞台にボランティアが参加してつながりを創っている事例を見てみたい。

コラム

自分たちのまちを自分たちで楽しく (宮崎県三股町社会福祉協議会)

地域共生社会の実現に向けては、福祉関係者のみならず、地域住民や地域の多様な主体との連携を進めていくことが重要である。ここでは、デザインの力を活かしてまちを楽しくしていくという発想により、様々な活動を繰り広げている宮崎県三股町社会福祉協議会の取組みについて紹介する。

「本気で」地域共生社会を推進していくための仕組みづくり

人口約2万6千人の宮崎県三股町では、全国の自治体同様、生活困窮世帯の増加や不登校、ひきこもりなどの福祉的課題が複雑化・多様化していた。町が行った住民アンケートでは、6割以上の人々が地域活動をしていないが、活動に興味のある人は8割にのぼることが分かった。ここに着目して、「本気で」地域共生社会を推進していくため、三股町社会福祉協議会内に、実践支援研究室（コミュニティデザインラボ）を設置した。



コミュニティデザインラボとは

コンセプトは、「自分たちのまちを、自分たちで楽しく」。目標は、2025（令和7）年までに、200の活動、2,025人の地域活動者（プレイヤーという）を産み出し、地域住民の力で、地域課題を解決すること。住民、事業者、福祉専門職、行政など多様な主体が参画している。「ラボ」と名付けたのは、数多くの取組みを次々にやってみる姿がまるで実験のようだから。以下、活動を3つの要素に分けて紹介する。

考える場～課題の共有～

福祉の窓口や社会福祉協議会には多くの相談が寄せられるが、近年、福祉分野だけでは対応が難しくなっている。このため、専門家、住民、異なる分野で働く人など、関係・業種を超えた人が集まって考える場を設けている。ときには、「社会問題井戸端会議」と銘打って、大勢でアイデアを出し合うこともある。ひとつの組織で抱え込まず、地域の力を信じて課題を共有することで解決の糸口を探っている。

魅せる場～デザインの力を重視～

負担が重いイメージがありがちな地域福祉活動を気軽に近寄りやすいものにするには、支援を必要としている人に知ってもらうためにもプレイヤーを増やすためにも有効だ。このため、様々な地域活動をブランド化して発信している。ラボのロゴマークはもとより、それぞれの地域活動をおしゃれにネーミングしたり、思わず立ち寄ってみたいくなる外観の活動拠点にしたりするなど、デザインの力を最大限に活かしている。これらの試みには地元デザイナーの力を借りているが、デザイナーにとっても福祉を知ることは大きな学びになっているという。



出会う場～地域課題と人をつなぐ～

ラボは、「コメーキングスペースコメ」という、カフェであり、地域の集いの場でもあ

る。高齢者が集まった人に軽食を提供しており、和やかな雰囲気だ。地域課題の発信やその解決のための仲間づくりも行われており、ここで地域課題を知った人が、様々な活動を始めている。不登校の中学生の学びの場の提供、地域で就労している外国人とのフットサルを通じた交流、傾聴ボランティアなど、2023（令和5）年2月現在、活動は既に155活動に上っている。

中でも「キママプロダクツ」という活動では、空き家を借りて、地元の工場の廃材を使ったバッグなど雑貨を製作しており、今ではデパートの催事に出店するほど付加価値を高めている。一般的な就労形態が難しい人が都合のつくときに来て、少しながらも「自分でも稼げる」という自信をつけるなど、社会参加の場になっている。

アウトリーチの敷居を下げる

困りごとを受け止めるためには、潜在的なニーズを持つ方に支援を届けに行く姿勢も大切だ。こども宅食「みまたん宅食どうぞ便」では、「食材が余っているので遠慮なくどうぞ」と呼びかけ、誰でも気軽に申し込めるようにしている。ウェブサイトから、いつでも簡単に申し込めるのも特徴だ。キママプロダクツで作業している人の中には、この宅食からつながった人もいう。そして、フードロスが出た企業に食材を取りに行く人、仕分ける人、家に届ける人…みんな地域の人

だ。宅食のために野菜の栽培を始めた人までいる。

小さな試みから地域共生社会へ

「需要がありそうだからやってみよう」「やってみたら?」「これ、行けそう!」「事業にしてみよう」…もちろん中には上手くいかないこともある。それでも実験は続けていく。ラボの代表は、「すごいのは、自分たちではなく、地域の人々。地域がすごいのです」と語る。

考える場、魅せる場、出会う場。3つの場を社会福祉協議会が用意し、相互に関連させることで好循環が生まれている。そして、その先には、地域共生社会の実現を見据えている。



コラム 住民創発で明るい未来を創りたい（株式会社WaCreation）

NPO法人、ボランティア団体、企業等の多様な主体では、地域の住民同士のつながり及び地域活動に参加する機会を創出し、コミュニティ創りを積極的に推進している。

ここでは、株式会社WaCreation（千葉県流山市）の取り組みを紹介する。

輪になる machimin

子育て世代の転入者が多い流山市では、特に地元の高齢者とのつながりや交流の機会が

十分でない状況であった。

株式会社WaCreationは、「地域の課題は暮らしの課題であり、多世代多様な住民の数だけ課題がある。それぞれの『好き』や『得意』を活かしながら、自分の『やってみよう』と地域の課題と組み合わせ、地域活動に参加し、事業を起こしていく中で輪になる（一人一人がつながる）と解決が進むはずだ。住民としての主体性を発揮し、自ら解決できる地域は健康であるという仮説を持ち、まず

多世代多様な人が集まるコミュニティ創りに力を入れたい」と強く感じていた。

このため、多世代多様な住民が自分の悩みやアイデア等を共有し、「やってみたい」を実践できる居場所として、machimin（「まち（machi）をみんな（min）でつくる」を「machimin」と略称）を開設した。



『やってみたい』を実践できる居場所
machimin

machiminでの具体的な取組み

当初1施設（スタッフ1名）であったが2022（令和4）年12月末現在、4施設（スタッフ約60名）となっている。

①世代交流スペースmachimin1

machimin1では、流鉄線流山駅の旧タクシー倉庫をおばあちゃんの家縁側のように改装し、住民が交流できる縁側を提供している。

どんな人とも会話しやすいように昔のおもちゃや、不要になったと持ち寄せられたレトロな家具等を置くとともに、『好き』や『得意』を活かせる多種のイベントを開催している。例えば、流山市特産のみりんを用いたお菓子作り、廃材を活用した雑貨作り及び流鉄のグッズ作り等を開催している。



住民が交流できる縁側での風景

②こども食堂からの発展machimin2

machimin2では、machimin1ほどオープンではない環境を求めめる方に向け、食を通じて気軽に交流できる場を創りたいとの想いの下、空き家を活用し、平日昼間のこども食堂を提供している。

また、学校に足が向きづらい小学生らを対象に、フードバンクの食材や庭で栽培した野菜を活用した献立をスタッフと一緒に考え、調理する取組みを行っている。自分で料理ができるようになることや人に喜んでもらうことの経験を楽しんでいる。その他にも、夏祭りイベントを自主企画したり、寄付や助成金に頼らない雑貨作りを行ったりしている。

さらに、保護者にとっても、こども食堂に協力しながら自分の悩みを相談することができる。こども食堂での食事をきっかけに交流が生まれ、同じような悩み等を持つ親同士で相談することができる。

多様な個性を有するこども達や保護者、地域の住民が輪になり、地域のコミュニティが創出されている。

ほかに、machimin3（市内の田んぼを活用したイベント開催）及びmachimin4（市内の公園でのプレーパーク活動）がある。

地域の住民が市内で活躍

地域住民らはmachiminで活動する中で自分に向き合い自らの『やってみたい』を市内各所で実践しており、地域活動も増えている。

例えば、専業主婦で就業経験がなかったある住民が、machiminでの経験により自分に自信を持てるようになり、保育関係の仕事をしたと考え、保育士の資格を取得し、市内の保育の現場で働いている。

また、ある育児休業中の住民が、machiminに集まる人との触れあいを通じて自分を見つめ直し、福祉の仕事をしたかったという気持ちに気づき、社会福祉士の資格を取得し、市内の介護の現場で活躍している。

さらに、居場所づくりに関心を持つ地域住民が、週2回程度のプレーワーク（こどもの遊び場）を市内で開催し、子育て世代同士が

気軽に触れあい、子育てに関する経験や知識を共有できる場を創っている。

その他、イラストレーター、Webデザイナー、料理研究家などフリーランスとして独立・創業する人も後を絶たない。

住民創発で明るい未来を創りたい

machiminで培った地域の住民とのつながりを活かし、地域の住民が真に求める健康・医療サービスに関する開発を進めている企業

と橋渡しを行い、地域の課題を解決する新たなプラットフォームを創る取組みも推進している。

代表取締役は、「多世代多様な住民がまちづくりに参加し、自分たちの手で実感値をもって自分の暮らしや地域をよくしていくことは、幸福感につながると期待している。実はあなたの『好き』『得意』『やってみたい』から始まると伝えたい」と熱く語る。

コラム みんなが出会えるきっかけを創りたい（バザールカフェ）

ここでは、バザールカフェ（京都府京都市）の事例を紹介する。

バザールカフェでは、「様々な現実には生きている人々があるままで受け入れられ、それぞれの価値観が尊重され、社会の中で共に生きる存在であることが相互に確認される場を創りたい」という多くの関係者及びボランティアの想いの下、1998（平成10）年から今日に至るまで誰もが安心して居られる場創りをしている。

みんなが安心して居られる場

ひきこもり状態の方、ひとり親の方、依存症等の精神疾患を抱えている方などは、周りの人々に本音を語りづらいケースがある。

バザールカフェは、カフェの概念を拡げて、様々な事情を抱える人のみならずそうでない人も含む誰もが出会い、交流できる場である。同時に、様々な理由で就労が難しい方に対して、カフェの調理や皿洗いなどの就労の機会を提供している。口コミを中心に多くの人が集まるようになった。



誰もが出会い、交流できる場

カフェであるため、お客さんとして気軽に入れ、美味しいコーヒーや多国籍料理を味わい、共通の話題を通じて触れ合い、打ち解けて相談や悩みを話せる場創りを推進している。心地の良さが感じられる雰囲気の中では、面談室や相談室などで話すのとは異なり、緊張がほぐれ、リラックスしながら自分の気持ちについて話すことができる効果もあると考えている。

実際に、カフェを訪れた人から悩みの相談があった場合には、精神保健福祉士などの専門職やボランティア等が困りごとの解決に向けて、各自の知識及び経験等を活用しながら考え、サポートしている。また、相談を端緒に、ゴミ屋敷をきれいにするとといったアウトリーチを行うこともある。グループワークを開催し、「自分自身を語る」プログラムの中では、安心できる空間で自らについて語り、他

者に聞いてもらうという体験の積み重ねの中で、自信を育むことができるようにしている。

カフェでの支援にとどまらず、行政機関との連携も行っている。カフェで相談を聞く中で、必要があれば行政相談機関等につながる支援をしている。また、本音を語る機会を持たずに悩みを抱える方が行政相談機関等からバザールカフェを紹介されて来ることもあれば、京都市役所などの行政相談機関等主催の各種イベントの開催場所としてバザールカフェを提供することもある。

まさに、「みんなが安心して居られる場」を実現しているといえる。

カフェでの経験をきっかけに自信を持てる

バザールカフェでは、ひきこもり状態にあるなどの事情により就労が困難である人々から希望があれば、カフェで提供している多国籍料理の調理補助や皿洗いなどの就労の機会を提供している。

今まで触れ合う経験がなかった人々が共同作業を通じて触れ合いを持ち、仕事の役割を達成したという貴重な経験を得ている。

学生の想いを応援

バザールカフェでは、学生の「したい!」を応援している。

2022（令和4）年度から近隣の大学生が学習支援のサークルを立ち上げた際には、地域のこどもたちや外国籍のこどもたちへの学習支援の場所としてバザールカフェを提供するなど、学生自身の取組みの実現に向けて手助けしている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により孤立している一人暮らしの新入生をサポートしたいという学生に対してもバザールカフェの場を提供し、学生同士が不安や困り事を気軽に相談し、触れ合うことができる

「一緒に一人暮らしの会」の実現を支援してきた。



学生が場で積極的に活動

みんなをつなげるサンガイ飯

バザールカフェでは、「サンガイ^{*1}飯（はん）」という仕組みがある。「サンガイ飯」とは、カフェ内で利用できる食事券であり、ある人が「サンガイ飯」を買って店頭においておくと、後に来た誰かがその券を使って1食を食べることができる。「サンガイ半分飯」の場合は、後に来て使う人が、半分のお金を支払う。「サンガイ飯」を使う際、氏名を書く必要はなく、カフェを利用する人が、いつでも自由に利用できる。

誰かの助けが必要な人や誰かを助けられる人が、お互いに気兼ねなく助け合えるサンガイ飯を通じて、みんなとのつながりを実感している。

みんなが出会えるきっかけを創りたい

バザールカフェでは、様々な背景を持つ多様な人々が触れ合い、打ち解けていくには、場の存在は欠かせないと考えており、場の力を実感している。

今後とも、誰もが出会い、相談・交流できる場を提供し、みんなが出会えるきっかけを創りたいとのことである。

*1 サンガイとはネパール語で「共に」という意味である。

(2) デジタルを活用した人々の交流

誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、高齢者や障害者なども含めた多くの人が、他者とのつながりを持ちながら、豊かな地域共生社会を形成するためには、デジタ

ルの活用も有効である。

新型コロナウイルス感染症対策などを契機に社会に浸透してきているICTを活用することにより、時間や空間を超えた人々のつながりの促進など、地域共生社会の実現に向けて、効果的、効率的な環境づくりの可能性が広がっている。

(デジタルの活用により、地域や自宅にしながら他者と交流し、つながりを持つことができる)

高齢者や障害者、ひきこもり状態で外出が困難な方や乳幼児を抱えて外出が容易ではない方など、他者と対面で交流することが容易でない方も、デジタルの活用により、地域や自宅にしながら、他者と交流し、つながりを持つことが可能となっている。

例えば、子育て世帯の孤立を防ぐための妊娠・出産・子育て期における一貫した支援では、妊産婦やその家族などがアクセスしやすいように、多様な相談支援を行うことが求められる。このため、両親学級のオンライン実施や、SNSを活用したオンライン相談などの体制を強化することとしている。また、地方公共団体が、地域の実情に応じて行う、ICTを活用した子育て支援サービス(ベビーテック^{*16})の普及にも努めることとしている。

(ヤングケアラー同士が悩みや相談を共有できるオンラインサロンの支援の取組みを行っている)

第2章でみたヤングケアラーについては、約6割以上の方が相談をしたことがなく(図表3-2-21)、役所など公的機関への相談は、心理的なハードルが高いこともうかがえる。そのような場合、同じようなヤングケアラーや、元ヤングケアラーと交流することで、本人の気持ちが楽になることもある。このため、都道府県や市町村が実施する、ヤングケアラーを対象としたピアサポート^{*17}などの悩み相談を行う支援者団体や、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営の支援について、国は財政支援を行うこととしている。

図表3-2-21 世話について相談した経験

	調査数 (n=)	ある	ない	無回答
小学校6年生	631	17.3	76.1	6.7
中学2年生	319	21.6	67.7	10.7
全日制高校2年生	307	23.5	64.2	12.4
定時制高校2年生相当	31	32.3	51.6	16.1
通信制高校生	49	34.7	63.3	2.0
大学3年生	987	33.4	66.6	-

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計

資料：厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(中学生、高校生は2020(令和2)年度、小学生、大学生は2021(令和3)年度の調査結果)

そのほか、オンラインを活用した高齢者の通いの場の実施により、自宅にいる高齢者などの健康維持の取組みが可能となるなど、様々な分野において、ICTの活用により、居住している地域だけでなく、場所を問わずに人とつながることも可能となる。

ここでは、オンラインと対面での双方においてヤングケアラーの当事者同士の交流に取

*16 ベビーテックとは、英語で Baby Techと記載するとおり、Baby(赤ちゃん)とTechnology(技術)を組み合わせた造語である。主にアメリカにおいて広まっている考え方で、毎年1月にラスベガスで行われる世界最大の家電中心の電子機器の見本市「CES」(Consumer Electronics Show)では、2016年より、Baby Tech Awardとして5部門(「健康と安全」、「睡眠」、「妊娠」、「子育て」、「遊びと学び」)から1社ずつ表彰されている。

*17 peer(仲間)とsupport(支援)から作られた言葉。同じ・似た状況・境遇にある仲間たち同士による支え合いを意味する。

り組む団体の事例、オンラインによる子育て交流・専門的な支援を実践している事例について紹介する。

コラム

ヤングケアラー同士が繋がる居場所づくり (一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会)

ヤングケアラーが家族だけでケアを抱え込まないようにするための活動

一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会は、2013（平成25）年の設立以降、家族だけでケアを抱え込まない社会づくりを目指すため、ケアラーを対象としたピアサポート活動、教材制作・人材育成事業、啓発事業などを行っている。

これらの事業は、中高生ヤングケアラーを対象に、オンライン上の語り合いの場「ほっと一息タイム」や、仲間同士で共感し合ったり解決し合ったりする「探求プログラム」、レジャー施設やホームパーティーで交流を深める「野外活動」などを通し、家族だけでケアを抱え込まず、ヤングケアラーが家族の世話をしながらでも自由に人生の選択ができることを目的としている。

ケアに必要なメンタルを育む「探求プログラム」

中学生と高校生を対象にした「探求プログラム」は、世話や介助、気遣いなどのケアを必要としている家族に対応するために求められる柔軟なメンタルを育てるためのプログラムで毎月1回、全6回開催している。ケアとは何かという根本的なものから、自分の気持ちとの向き合い方、先輩ケアラーと将来の進路についてなどを話し合う機会を提供し、何度でも受講が可能である。

例えば、ある回において「どんなケアをしているの？」をテーマに、ヤングケアラー同士が、普段のケア内容、他の当事者とのケア内容の相違などを考えながら確かめていった。

自分の現状を他者と比較し、再認識することで、家族への想いや、自分の心の変化に気づくなど、こども自身の表情も変わり、「みんなの意見が聞いて良かった」「いい話が聞けたし、自分も話せた」などの声が聞かれた。

このような、ヤングケアラー同士が交流し親睦を深め、情報を交換し合う機会は、当事者の孤立を防止し、さらに新たな人生の選択肢を得るきっかけとなっている。



探求プログラム
家族をケアしている
中学生・高校生の皆さんへ

- 第1回：どんなケアをしているの？
- 第2回：ケアってなんだろう
- 第3回：心が軽くなるリラックス法
- 第4回：感情とうまく付き合う方法
- 第5回：身近な相談相手を探そう
- 第6回：将来はどうしたい？

Zoom会 毎月第2水曜日 21:00～

TwitterのDMから申し込みが出来ます。

探求プログラムの概要

ヤングケアラー当事者を支える周囲の方に向けた研修や啓発活動

周囲の大人や学校の先生向けの研修のほか、大学生向けのメンター研修、支援者向けのサポーター認定講座など、それぞれの対象に応じて異なったコンテンツ内容の研修等を提供している。

また、短編映画「陽菜のせかい」の制作・公開により、ヤングケアラーはかわいそうな存在ではないことや、家族をケアしながら自分の人生を選択できる社会づくりの啓発に努めている。

(参考リンク先)

<https://canjpn.jimdofree.com/>

コラム

自宅が子育てひろばに。オンライン専門子育てひろば「ママこぺる」事業（一般社団法人 オンライン子育てひろば協会）

一般社団法人オンライン子育てひろば協会（東京都千代田区、滝千尋代表理事）では、全国乳幼児（0～3歳）親子を対象に、コロナ禍以前の2018（平成30）年からビデオ通話アプリ（Zoom）を利用したオンライン専門子育てひろば事業「ママこぺる」を開発、運営している。

“新しい子育ての味方”として

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として、全国には、子育て支援センターや子育てひろばなどの地域子育て支援拠点が7,856カ所（2021（令和3）年現在）設置されている。しかし、乳幼児を子育て中の親子の場合、悪天候や体調不良など様々な理由により、そのような場所に出向くこと自体が難しいケースが多々ある。

自宅にいながら気軽に集い、画面越しでもふれあい遊びをしたり、情報交換や悩みを話し合うことで、子育ての不安や孤立感を一人で抱え込まないようサポートする“新しい子育ての味方”の必要性を強く感じ、本事業は立ち上がった。事業名の「こぺる」の語源はコペルニクス。子育ては大変ではなく、楽しいものと視点が180度転回する場所や時間を提供したいという想いを込め命名した。

利用者のニーズに応じた様々な事業を展開

ママこぺるでは、「子育てひろば」、「子育て支援プログラム」、「子育て相談室」と大きく3つのコンテンツがある。利用者はスマートフォンやパソコンなどからオンライン上に開設されている「ひろば」にアクセスすることで全国どこからでも利用できる。



スマートフォンなどから簡単にアクセス

「子育てひろば」では、親子のふれあい遊びや交流、子育てに関する知識・情報等の提供、相談、リフレッシュ（親子ヨガ・ベビーマッサージ・演奏会等）など、子育て仲間と気軽に出会える場を提供している。原則として無料で、平日ほぼ毎日、時間は最大45分で、参加人数は8～20組で開催している。

「子育て支援プログラム」は、例えば、「産後1～4か月ママのためのプログラム」、「復職ママのためのプログラム」など特定の対象やテーマで、固定メンバー（8組～12組）による連続プログラムとして開催されている。保育士や臨床心理士などの専門家の下、同じ悩みを持つ仲間とともに語り合い、学びながら、子育てとじっくりと向き合うことができる。

「子育て相談室」は、さらに深い悩みや疑問を臨床心理士や助産師、保育士などへ個別に相談する場として開設されている。

コロナ禍以降の2020（令和2）年4月～2023（令和5）年1月現在まで、延べ6,685組の親子が利用をしている。

オンラインのメリットと利用者の変化、反応

臨床心理士として専門相談員も兼ねる鈴木梨紗副理事は、オンライン子育てひろばのメリットとして、「外出できない親はネット情報が頼りになるが、ネット情報だけでは不安を感じる事が多い。お互いの顔が見える安心感がありつつ、リアルな距離感とは異なる

オンラインならではの『新たな距離感』で、より深く悩みを打ち明けることができ、全国に新しい子育て仲間を作れること」と語る。

また、コロナ禍以前からの利用者の変化については「以前は安心する場、楽しい時間を求めている方が多かったが、自宅にこもりがちで孤立感という切実な悩みを抱え、人とつながりたい方が増えた印象。また、リモートワークが普及し、オンラインでの参加のハードルも大きく下がった」とのこと。

利用者からは「結婚を機に地方へ移り、周囲に友人はいなく、またコロナ禍で実家にも帰れず不安な中、ほぼ一人で育児をしていたが、皆さんに励まされて、今では楽しく育児ができています」、「コロナ禍で自治体の子育てサークルやイベントは軒並み中止。そのような中、全国のママさん達と交流できて嬉しかった」など感謝の声が多数寄せられている。

課題や今後の展望

運営上、最も気をつけているのは、オンライン開催中の乳幼児に対する安全面の確保である。乳幼児の身の回りに口に入れる危険な物はないかなど、オンライン開催の専門トレーニングを受けたスタッフが細心の注意を払いながら運営している。

こうしたオンライン特有の留意点の周知・理解、ルール作りが重要であり、当協会では、オンライン子育て支援の普及・発展に向け、オンライン開催のノウハウや支援者としてのスキルなどが学べる研修や講座などを開催し、人材育成にも精力的に取り組んでいる。

オンライン子育て支援の認知度を向上させ、より多くの親子に利用してもらうとともに、自治体や地域の子育て支援団体等との連携を強化し、出産前からのアプローチを含め、さらなる子育て支援の充実を図ることが今後の展望である。

オンラインという新たな選択肢

新型コロナウイルス感染症の影響により乳幼児親子の置かれた状況は一変した。自宅にいながら安心して受けられるオンラインによる子育て支援へのニーズは今後さらに増すことが見込まれる。

近年、自治体や子育て支援団体でもオンラインによる子育て支援の取組みが徐々に始まっている。オンラインという新たな選択肢が増えることで、より多くの親子が子育て仲間や子育て支援につながり、子育ての喜びや楽しさを一層感じることができると期待される。



オンライン子育てひろばの開催風景

(3) 誰も取り残されない仕組み

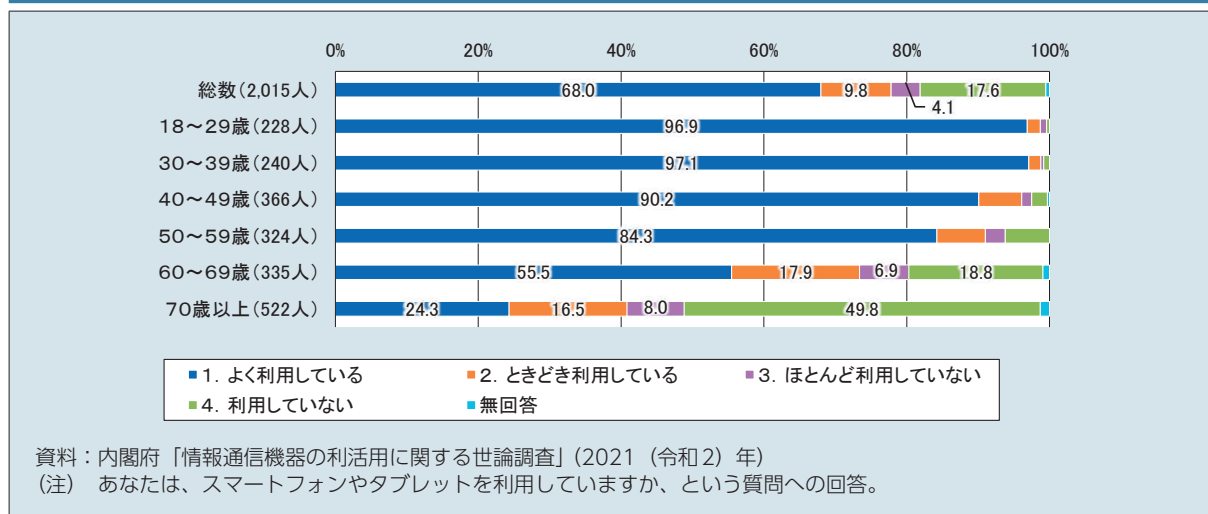
(デジタルの活用にあたっては、誰も取り残されないような配慮が求められる)

一方で、デジタル技術を実装化していくに当たっては、取り残される人が生じないように配慮することが必要である。例えば、年齢階層別インターネット利用率を見ると、13歳から59歳までの各階層で9割を超えている一方、60歳以降、年齢階層があがるにつれて利用率が低下する傾向にある。また、内閣府「情報通信機器の利活用に関する世論調査」によると、60歳代の25.7%、70歳代以上の57.9%がスマートフォンなどの情報通信機器を利用できていないとの結果もある^{*18} (図表3-2-22)。今後、「誰一人取り残されない」デジタル化を実現するためには、デジタル化への不安感・抵抗感を解消し、デジタ

*18 「ほとんど利用していない」と「利用していない」の合計割合。

ル活用能力の向上に向けた取組みを進めるなど、年齢的条件などによるデジタル格差を是正することが必要である。

図表 3-2-22 高齢者におけるデジタルデバイドの現状



(デジタルの利便性を誰一人取り残されず享受できる環境をつくる)

デジタル庁では、高齢者や障害者などを含めたデジタルに不慣れな方を対象に、関係府省庁や地方公共団体・関連団体、ボランティア団体等と連携し、マイナンバーカード・マイナポータル、各地で実装されているデジタルサービス及びデジタル機器・サービスの利用方法をサポートするなど、国民運動としての「デジタル推進委員」の取組みを2022年度(令和4年度)にスタートさせ、2023年5月時点で26,000人を超える方々を任命している。今後、図書館や公民館、鉄道駅など身近な場所を活用し、全国津々浦々に展開できるよう、デジタルコンテンツの充実等の工夫もした上で、更なる拡大を図る。

厚生労働省では、総合的なサービス拠点の設置や、障害者がアクセスしやすいネットワークを通じたサービスの利活用、デジタル機器の操作支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣などの取組みを支援することとしている。

また、厚生労働省では、生活困窮者について、携帯電話を保有できないことが就職活動におけるハードルとなっていることが指摘されていることを踏まえ、2020年(令和2年)11月に、過去に携帯電話利用料を滞納された方などについても、携帯電話などの契約を行うことができるよう一定の配慮を行っている通信事業者のリストを作成し、自治体などに情報提供を行っている。

ここでは、スマートフォンのアプリを活用して散歩や体操など生活習慣の改善・フレイル^{*19}予防を高齢者同士で励まし合いながら実施している取組事例を紹介する。

*19 フレイルとは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず、精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

コラム

コロナ禍でもオンラインでつながり、励まし合う高齢者 ～東京都府中市の習慣化アプリ「みんなチャレ」を活用したフレイル予防事業～

コロナ禍の介護予防継続のためにICT活用が喫緊の課題

府中市の介護予防事業では、市民同士の自主的な活動につなげることを目標として、高齢者の仲間づくり・チームづくりを支援してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により介護予防事業が中断。自粛生活が長期化することで、高齢者の活動量も低下し、運動不足等による心身の状態の悪化が危惧されていた。

そのため、コロナ禍においても自宅で体操・運動に取り組めるよう、自宅でできる体操DVDの配布やYouTubeでの体操動画配信も行ったが、高齢者の利用は広がらなかった。特にICTを活用した取り組みは、高齢者自身だけで利用することが難しく普及が進まなかった。

市民からは「体操を1人で続けるのは難しい」「みんなに会いたい」「動かないから食欲がなくなった」という声上がり、コロナ禍における介護予防の取り組みは、今までのやり方だけでは継続が難しいことを痛感していた。

高齢者5人1組がチャットで励まし合い、フレイル予防

介護予防の緊急事態において、これまでとは違うアプローチを行う必要性を認識し、民間企業との協働を検討。府中市が重視している「人と人との絆づくり」にも効果的であると考え、民間企業が制作した習慣化アプリ「みんなチャレ」を活用した介護予防事業の取り組みを開始した。

みんなチャレは、最大5人1組のチームでウォーキングなどのフレイル予防に取り組むことができるスマホアプリである。チームメンバー全員の合計歩数目標を設定し、メンバー同士で毎日の歩数を投稿し合う。また、ウォーキングの際に見つけた道端の花や風景の写真も一緒に投稿することができ、写真に対して仲間から「OK」ボタンを押してもらうことでコインが貯まる仕組みだ。高齢者は、アプリを通じて同じ目標を持つ仲間とオンラインでつながり、コミュニケーションを

しながら健康・地域の情報交換を行うことができる。こうした取り組みにより、コロナ禍で離れていても、楽しく介護予防の活動を継続できている。



習慣化アプリ「みんなチャレ」

府中市では高齢者のICT活用を推進しており、デジタル機器に慣れていない高齢者にアプリを利用していただくために「みんなチャレの使い方講座」を各地域包括支援センター等の通いの場で実施している。講座終了後も、不明点をアプリの電話窓口にお問い合わせことができ、高齢者が安心して継続できる。参加者は女性が81%で、70代が54%、80代以上が37.5%である（2023（令和5）年1月18日時点）。



みんなチャレの使い方講座の様子

スマホにあまり慣れていない人でも、最初にアプリをダウンロードすることから手助けすることで、その後も使いこなすことができ

ている。参加者は「初めてスマホを面白いと思った」「文字入力とカメラが上達した」と話す。

継続のモチベーションは地域への寄付による社会貢献

また、アプリを継続することで貯まるコインを、府中市の社会貢献活動（市内で困窮する学生への食料支援）に寄付できる。自分の小さな頑張りが誰かのためになると思うと、励みになり、人と人とのつながりも感じながら健康づくりができるアプリとして高齢者に好評を得ている。



府中市の寄付プロジェクト

楽しみながら続けることで高齢者の歩数が増加

利用者の1日の平均歩数は、アプリ利用10か月後に1,600歩増加した。加えて、アプリへの平均投稿数は1日あたり平均3回で、コミュニケーションが活発に行われていることがわかる。

利用者からは、「一人暮らしなので仲間からの写真投稿が本当に嬉しい」「スマホは留守番だったが、意識して外に出向くようになった。毎日スマホ持って歩いている」「耳が遠いが、スマホだとみんなと話せて嬉しい」と想定以上の嬉しい感想が届き、府中市高齢者支援課担当は本取組みに手応えを感じている。



みんなチャレを利用している府中市民

取組開始2年目からは、地域包括支援センターの職員がアプリの使い方講座の講師を担当し、地域での普及を推進している。

こうしたICTを活用した高齢者の介護予防への効果が評価され、本取組みは「令和3年度健康寿命を伸ばそう！アワード」において厚生労働省老健局長優良賞を受賞している。

第3節 人々の意欲・能力が十分発揮できる「つながり・支え合い」の創出

（行政区域をベースに活動する取組み（縦糸）と多様な主体によりニーズごとに特化して活動する取組み（横糸）の協働で、住民の暮らしと地域社会に一層の豊かさがもたらされる）

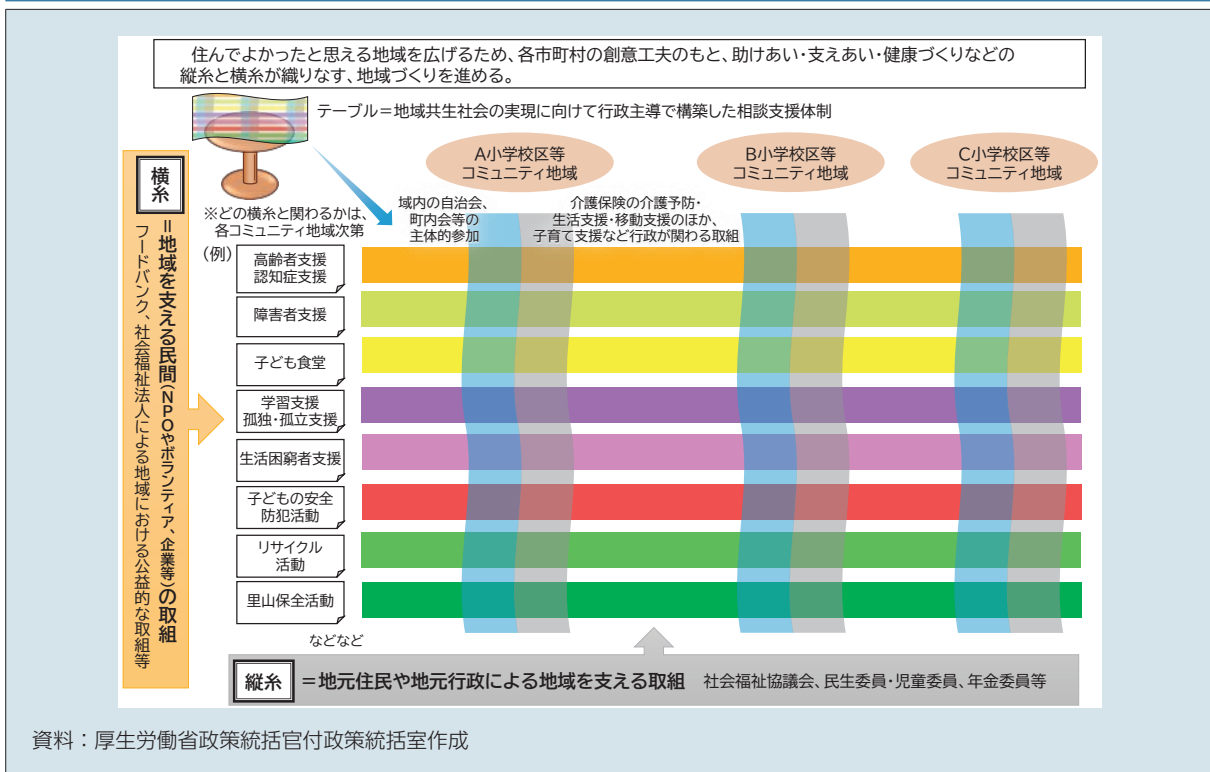
新型コロナウイルス感染症の影響で人と人のコミュニケーションが大幅に減ったことなどにより孤独・孤立の課題が顕在化する中、社会や他者とのつながりの重要性が一段と増している。

市町村においては、第2節でみた取組みにより、重層的支援事業による相談支援体制や、地域における住民相互のつながりを構築するための支援の土台（テーブル）を作ることがまずは必要となる。

一方で、地域の様々な動きに目を向けると、労働者協同組合、NPO法人、社会福祉法人、企業など、多様な担い手が連携し、参画する地域活動が実践されている。

行政による支援の土台とともに、地元住民や地元行政による地域を支える取組み（縦系）と、こども食堂や高齢者の見守り、交流の場といった様々な分野で地域を支える活動をしている労働者協同組合、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体、シルバー人材センター、企業などの多様な主体による地域づくりの取組み（横系）が協働することで、それぞれの地域のつながりを再構築し、課題に応え、住民の暮らしと地域社会に一層の豊かさをもたらすことができ得る（図表3-3-1）。その際、個々人のライフスタイルや興味・関心、法人の持つ特性や得意分野等に応じて、様々な関わり方を選択できることで、人々の意欲や能力を十分に発揮できる、持続的な取組みが広がっていくだろう。

図表3-3-1 市町村における縦系と横系による地域づくり



ここでは、行政とともに、それぞれの強みを活かして地域づくりに携わる様々な主体の取組みについて見ていきたい。

1 ライフスタイルや興味・関心、得意分野を活かした参画の推進

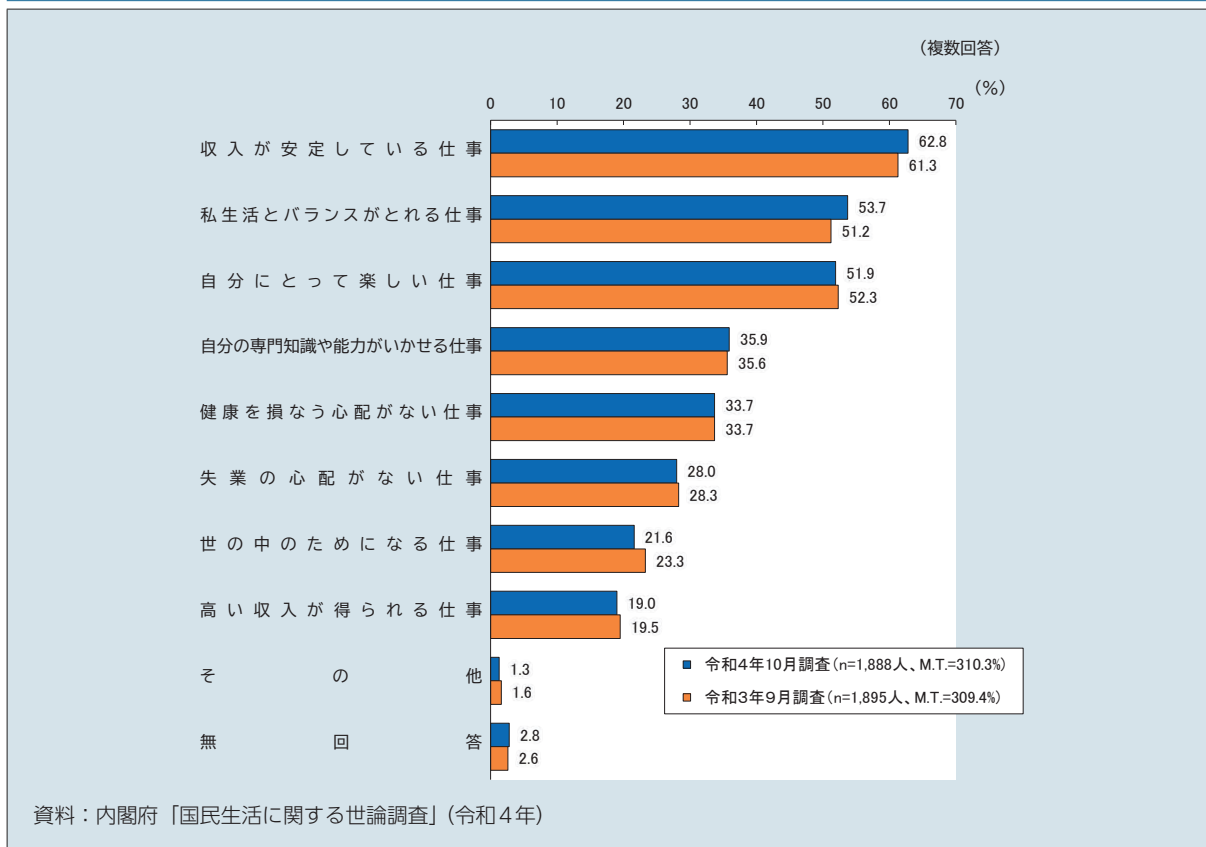
(1) 労働者協同組合

(労働者協同組合のように、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢も現れている)

内閣府「国民生活に関する世論調査」(2022(令和4)年)によると、どのような仕事が理想的だと思うか聞いたところ、「収入が安定している仕事」を挙げた者の割合が62.8%と最も高く、以下、「私生活とバランスがとれる仕事」(53.7%)、「自分にとって楽しい仕事」(51.9%)などの順となっている(図表3-3-2)。地域の課題に対応していくには、専

門的な職種に限らない、地域住民を始めとした担い手の確保も求められるが、その際、一人ひとりのライフスタイルや興味に応じた地域への関わり方という視点も重要となる。

図表3-3-2 理想的だと思う仕事



このような中、2020（令和2）年12月、「労働者協同組合法」（令和2年法律第78号）が成立し、2022（令和4）年10月1日に施行されたことで、「労働者協同組合」という新しい法人制度がスタートした^{*20}。労働者協同組合とは、①組合員が出資すること、②その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されていること、③組合員が組合の行う事業に従事すること、を基本原理とする組織であり、地域の人で意見を出し合い、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという新しい法人制度である。2023（令和5）年4月1日現在で、計34法人が設立されており、今後、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つとしての広がりが期待される。

具体的な取組事例として、労働者協同組合法の成立を機に、企業組合から労働者協同組合へ法人格を移行した「労働者協同組合ワーカーズコープちば」、自治会を母体として労働者協同組合を設立した「労働者協同組合かりまた共働組合」の活動について見ていきたい。

^{*20} 労働者協同組合法第1条（目的）では、「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。」とされている。

コラム

地域で働く、仕事をおこす
(労働者協同組合ワーカーズコープちば)

生活困窮者支援を通じた地域づくり

労働者協同組合ワーカーズコープちば（以下「ワーカーズコープちば」という。）は、中高年齢者の働く場をつくるために前身の組織が設立され、その後、物流・清掃から高齢者福祉分野へと事業を広げ、近年は生活困窮者支援の取組みを強化し、地域で必要とされる仕事おこしを進めている。



「県庁への成立届出の様子」

生活困窮者支援の取組みについては、従来から2011（平成23）年の千葉市の生活保護受給者に対する意欲喚起事業を受託していたが、2015（平成27）年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、千葉市、習志野市などで相談支援事業を開始した。生活保護に至る前の支援を重視し、行政と連携して、ワンストップ相談支援や、潜在的な困窮者へのアウトリーチ型支援を行うなど、問題を解決するための伴走支援を続けている。



「相談支援の様子」

地域で必要とされる仕事おこし

こうした取組みと並行して、2012（平成24）年には、「フードバンクちば」を設立し、

企業や家庭で余った食品の寄贈を受け、食品が必要な人・団体施設に届けるとともに、就労が困難な者の働く場、活躍の場を広げている。

食品の寄贈に当たっては、市町村社会福祉協議会や地元のサッカークラブであるジェフユナイテッド市原・千葉等の協力を得ながら、県内100箇所の受取窓口を通じ、市民からの寄贈食品を受け取っている。



©JEFUNITED

「寄贈食品の受取りの様子」

また、こども食堂を利用する母親たちの「制服代が大変」という声に応え、使わなくなった公立中学校の制服リサイクル「ふなばし制服バンク」を始めた。市役所の生活困窮者支援窓口やDV支援とも連携して制服の無償提供も行っている。



「ふなばし制服バンクの様子」

このほか、相談者の多くが住まいの問題を抱えていたため、一時的に生活できるシェルターなども自前で開設した。

労働者協同組合による仕事おこし

ワーカーズコープちばにおいては、働く人々が自ら出資し組合員になり、それぞれが経営に責任を持ちながら、日々働いている。

月1回開催される職場会議では、それぞれの職場での問題や経営問題について組合員全員で話し合う。

これまで紹介した取組みは相談事業の中で見えてきた地域の課題を放置せず、組合員全員による話し合いを通じ、必要と思われる社

会資源を自ら作ることで実践されてきたものである。

ワーカーズコープちばは、2022（令和4）年10月の労働者協同組合法の施行を踏まえ、同年12月に企業組合から労働者協同組合に組織変更をした。

ワーカーズコープちばは、組織変更後も、地域に必要なこと、困っていることを仕事にしつつ、誰もが出番と居場所のある「地域共生社会」づくりを目指している。

コラム**自治会発の持続可能な地域づくり
(労働者協同組合かりまた共働組合)****自治会による地域づくり**

沖縄県宮古島市狩俣（かりまた）地区は、同市の北端に位置する三方を豊かな海に囲まれた場所にあり、自治会創設120周年の歴史と伝統を誇る200世帯、460人が暮らす、少子高齢化が進む過疎集落である。

2020（令和2）年4月、自治会の執行部が40代に若返ったことを契機に、持続可能な地域づくりを目指して様々な活動を開始した。

その中で、まず取り組んだのが、入園者が少なく休園していた幼稚園の再開である。地区内外の幼稚園や保育園に通う園児の保護者らと話し合いを重ね、2021（令和3）年度に再開することとなった。その後、狩俣自治会では、園児の保護者からの「毎日のお弁当作りは大変なので、誰か作ってほしい」という声を受け、自治会の有志で配食サービスを開始した。



「園児のお弁当」

また、狩俣地区では、伝統の「追い込み漁」が盛んであるが、新鮮でおいしい魚がとれても、市場に流通させることができず廃棄することとなってしまうという課題があった。そこで、狩俣自治会では、漁港で売れ残った地元産の魚を買い取り、惣菜として販売するなど、地産地消と漁業の第6次産業化を進めている。



「狩俣地区で獲れた新鮮な魚」



「魚の惣菜」

このほか、生産調整のために廃棄処分されていた新鮮な養殖もずくを買い取り、地元で直売会を開催して販売するなど、生産者と消費者をつなぐ活動を展開している。



「養殖もずくの直売会」

地域づくりを仕事にする新しい働き方

こうした活動を続ける中、自治会として様々な事業を行っているにもかかわらず、法人格がないために個人名義で事業を行わざるを得なかった。そのような時、2022（令和4）年10月に労働者協同組合法が施行され、新たに設立が可能となる労働者協同組合の存在を知り、「若い世代が戻りたいと思える地域づくりのために、労働者協同組合を最大限活用したい」と考え、狩俣自治会を母体として、2022年12月に「労働者協同組合かりまた共働組合」を設立した。

労働者協同組合を設立する決め手となった

のは、働く人が対等な立場で発言でき、自分に合った就業時間を決められ、自らの特技を生かしてそれぞれが無理をせず、より良い地域づくりを進めることを仕事にできる新しい働き方に魅力を感じたことである。



「労働者協同組合かりまた共働組合のメンバー」

現在、労働者協同組合かりまた共働組合は、これまで実施してきた弁当作りを通じた配食や海・農産物の販路拡大事業などを軸として、経営基盤の確立とルールづくりを進めている。

今後は、自治会とも連携しながら、地域の空き家や空き地を活用した移住促進や地域をつなぐ地産地消と6次産業化を推進していくとともに、地域の将来や課題について皆で話し合いを重ねることを通じ、地域の課題解決に取り組んでいくこととしている。

(2) NPO法人やボランティア団体、企業など

(NPO法人やボランティア団体、シルバー人材センター、企業など多様な主体による地域における活動が実践されている)

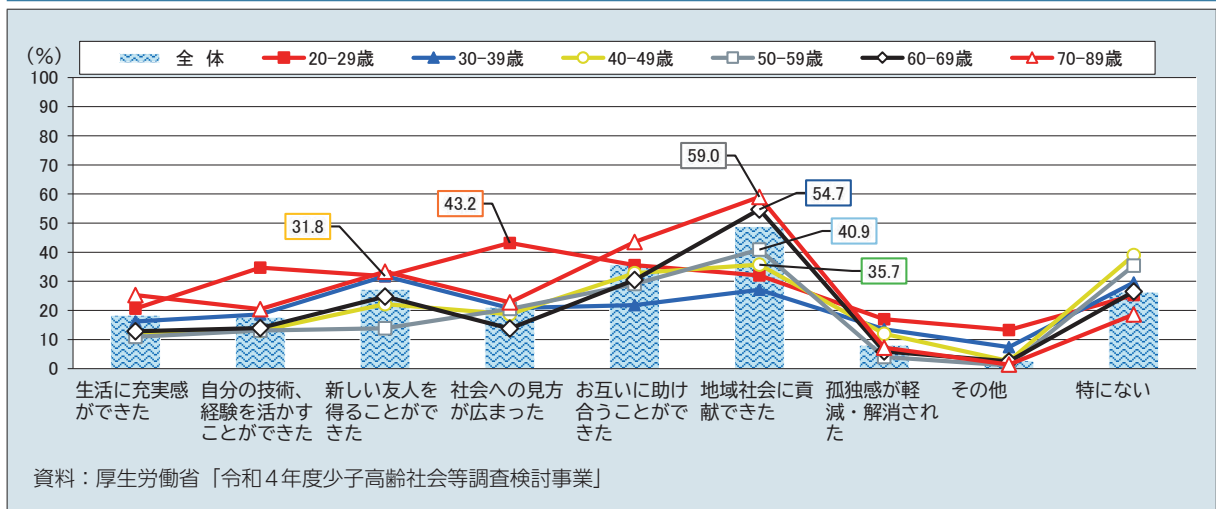
地域の様々な動きに目を向けると、NPO法人、ボランティア団体、シルバー人材センター、企業などの多様な主体による、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動が実践されている。内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査（令和2年度）」によると、NPO法人の活動としては、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」や「子どもの健全育成を図る活動」といったものの割合が高く、その他にも、「社会教育の推進を図る活動」や「まちづくりの推進を図る活動」なども挙げられる^{*21}。ここでは、地域における活動に対する人々の意識や具体的事例を通して、こうした活動の拡がりの可能性について見てみたい。

*21 同調査によると、認証法人（n=3,156）の中で多い活動は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」（54.5%）、「子どもの健全育成を図る活動」（41.1%）、「まちづくりの推進を図る活動」（39.2%）。認定・特例認定法人（n=782）の中で多い活動は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」（54.9%）、「子どもの健全育成を図る活動」（50.8%）、「社会教育の推進を図る活動」（39.8%）である。

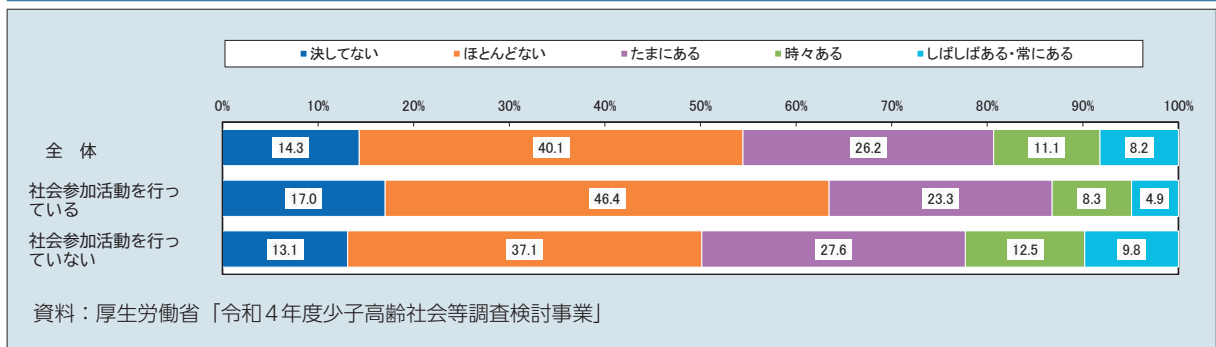
(社会参加活動によるメリットは年齢ごとに特徴があり、また、社会参加活動に参加している人ほど孤独感が低い)

厚生労働省「令和4年少子高齢社会等調査検討事業」によると、社会参加活動^{*22}をして良かったと思うことは、「特にない」を除くと、40歳代以上においては「地域社会に貢献できた」の割合が高い。20歳代は「社会への見方が広まった」が最も高く、他の年代と比較しても割合が高い。30歳代は、「新しい友人を得ることができた」が最も高い(図表3-3-3)。また、社会参加活動への参加状況と孤独感の関係をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」又は「時々ある」人の割合は、社会参加活動を「行っている」人は13.2%であったのに対し、「行っていない」人は22.3%であった(図表3-3-4)。

図表3-3-3 社会参加活動をしていて良かったこと



図表3-3-4 社会参加活動の参加状況と孤独感の関係



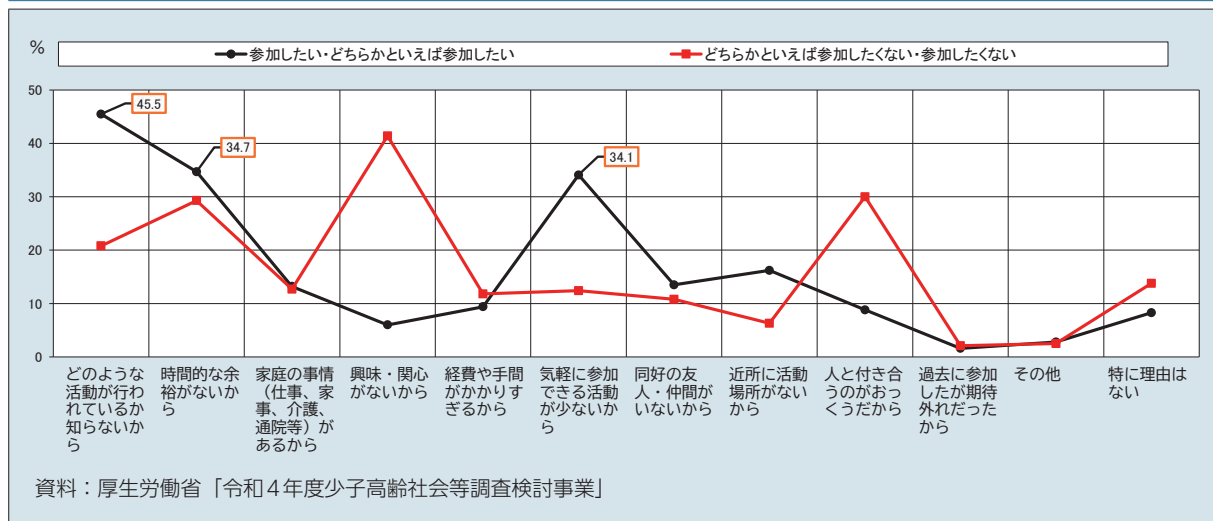
一方で、NPO活動やボランティア活動などの社会参加活動に参加したいという希望は持ちつつも、実際には参加していない者も一定数いる^{*23}。その理由を見ると、「どのような活動が行われているか知らないから」が最も多く、それ以外では「時間的な余裕がないから」、「気軽に参加できる活動が少ないから」といった回答の割合も高い(図表3-3-5)。地域における社会参加活動を進めるために有効だと思える施策としては、「簡単に社会参加活動に参加できる仕組み」や、「実施されている社会参加活動の周知・広報」などの割合が高い(図表3-3-6)。

* 22 社会参加活動の定義は第1章脚注9参照。

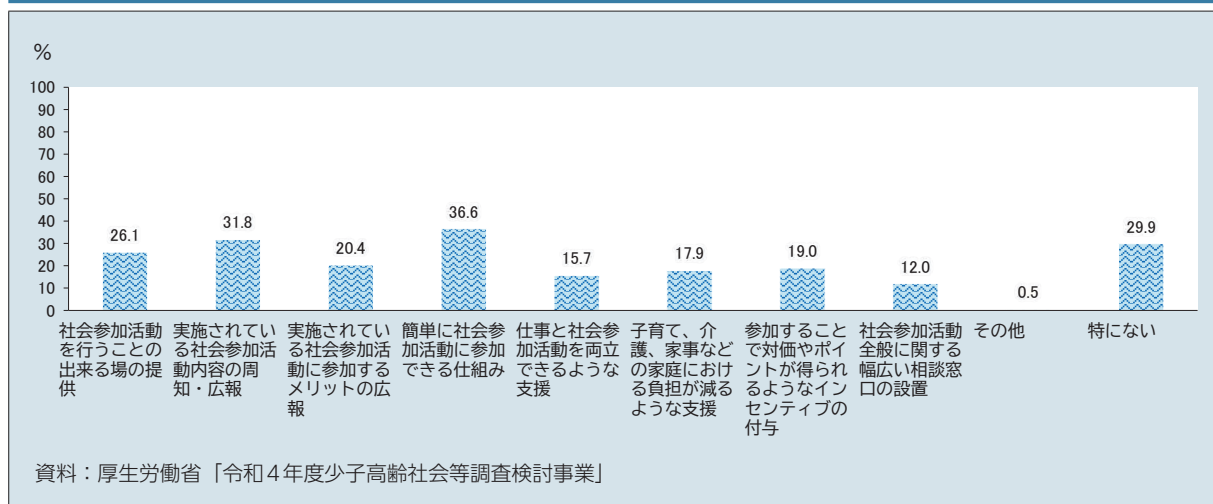
* 23 社会参加活動に「参加したい」者の中で、実際には「社会参加活動を行っていない」割合は25.1%、「どちらかといえば参加したい」者の中で、実際には「社会参加活動を行っていない」者の割合は51.4%である。

人々のライフスタイルなどにも応じた多様な関わり方のできる社会参加活動や、活動の周知・広報などにより、こうした活動がより一層、拡がりを持つものへつながることも考えられる。

図表 3-3-5 社会参加活動をしない主な理由



図表 3-3-6 地域における社会参加活動を進めるために有効だと思う施策



地域における活動は、特定の課題の解決を念頭に始まるものだけでなく、参加する人たちの興味や関心から始まり、それが広がったり横につながったりしながら関係性が豊かなコミュニティ作りにつながっているものもある。

ここでは、障害者施設と連携して被災地における地域の課題解決に取り組んでいる事例を見てみたい。

コラム

福祉事業所の強みを活かしたモノづくり (BRIDGE KUMAMOTO × トイロハンドワークス)

熊本地震の復興支援を目的に設立された一般社団法人BRIDGE KUMAMOTO。クリエイティブの力で、災害支援や障害福祉支援などの社会課題に取り組む法人だ。障害者の就労

等を支援する就労継続支援B型事業所トイロハンドワークスと協働で、モノづくりをしている。その取組みについて紹介する。

「熊本城瓦御守」を産んだモノづくり

熊本城の売店限定で販売されている「熊本城瓦御守」。このお土産品を企画したのがBRIDGE KUMAMOTOである。

代表の佐藤さんは、熊本地震で被災した家屋を覆った見渡す限りのブルーシートに着目した。廃棄予定のブルーシートを使って何か支援ができないか、と考えて企画したのが「熊本城瓦御守」だ。地震で崩落した熊本城の瓦の破片を、ブルーシートで包み、二度と落ちることはない「後来不落」の瓦と記した「熊本城瓦御守」は、受験生への贈り物としても喜ばれている。

「熊本城瓦御守」を実際に製作しているのが、就労継続支援B型事業所のトイロハンドワークスである。ブルーシートは、縫製前に洗浄して縫製するが、縫製での汚れのリスクから、既存の製造ラインで引き受けてくれる一般企業がなかなか見つからなかった。

そもそも一般企業からは、大量で効率よく、画一的な商品の製造を求められる。しかし、BRIDGE KUMAMOTOが考えていたお守りのコンセプトは、「一つ一つ形も色も違っていい、オリジナリティなもの」であった。また、一度に大量生産して在庫を抱えると経費がかさむため、必要な分を管理しながら納品されることを希望していた。

こうした条件をクリアしたのが福祉事業所のモノづくりであった。「同じ形でなくていい。1個1個違っていい。早くたくさんつくらなくていい。」これが、お互いがマッチしたモノづくりだった。

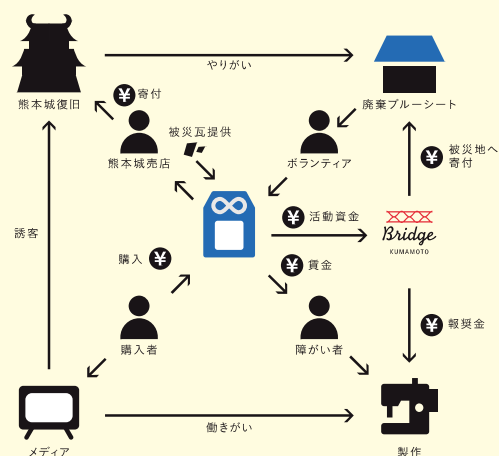
製品を作る過程には、単調ではない様々な工程があるため、作業のやりがいがあり、障害者支援の観点からも魅力的な商品であった。まさに両者にとって好都合であった。

モノづくりに大切なもの

トイロハンドワークスの代表の山本さんは、縫製士の肩書も持っており、従来からデザインやブランディングの大切さは理解していた。しかし、事業所では人員も限られ、新たなアイデアやデザイン、付加価値、マーケティングを考える余裕がなかった。

そのような中、熊本地震のボランティアの縁をきっかけに、BRIDGE KUMAMOTOから企画を提案され、協働してモノづくりに取り組むこととなった。こうした外部のデザイナーとつながり、アイデア、付加価値のヒントをもらったり、コーディネートしてもらったりすることは、福祉事業所としても大変助かるという。

製作したものが、多くのマスコミに取り上げられ、事業所の利用者さんからは「ここは私が縫った」「ここの線は私が描いた」という喜びの声があった。世間に注目されるものを製作することで、利用者さんのモチベーションや喜びに繋がるのではないかと語る。



BRIDGE KUMAMOTOは、熊本県だけでなく他県の福祉事業所との協働にも取り組み、唯一無二の価値ある商品を産んでいる。福祉事業所は、福祉事務所だからできるモノづくりがある。今後も、多様なネットワークを活用した、価値のあるモノづくりの挑戦が期待される。

(3) 社会福祉法人

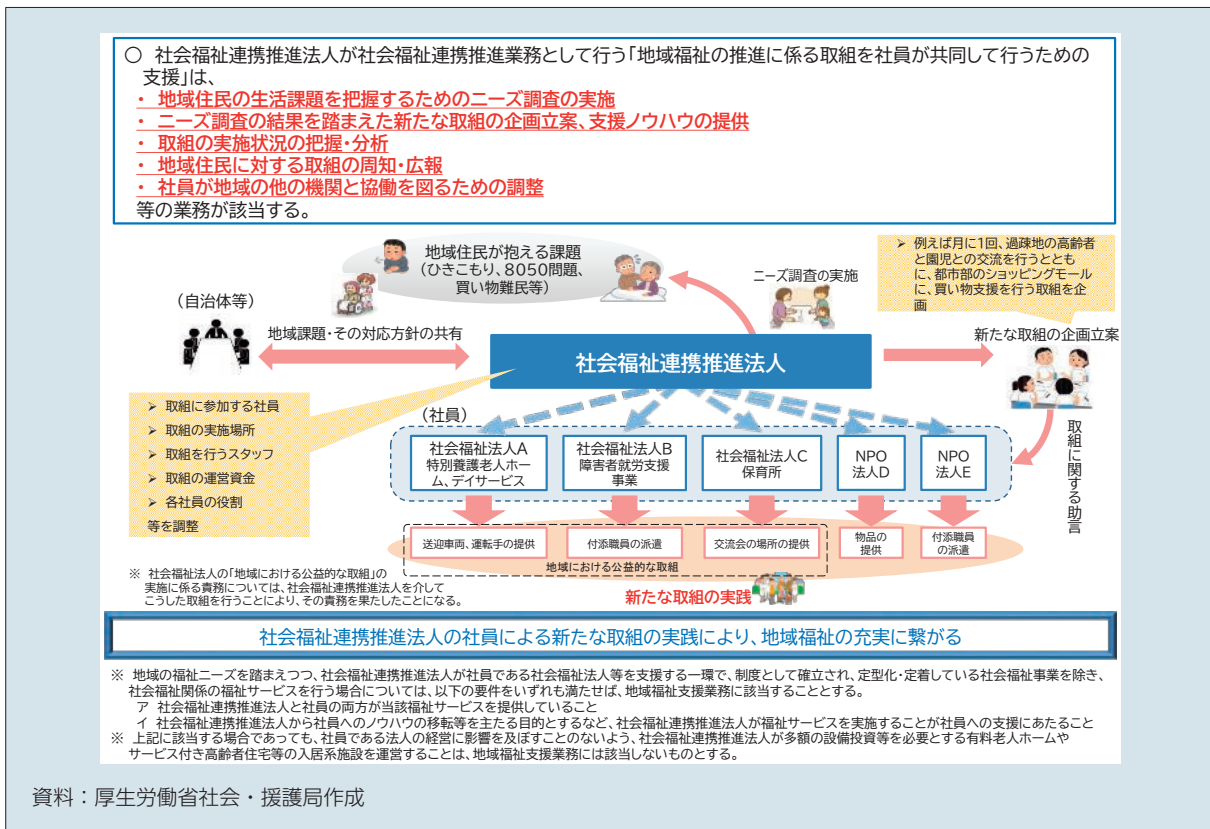
(社会福祉法人は福祉分野での専門性を生かし、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待される)

社会福祉法人は、福祉分野での専門性を活かしつつ、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参加する非営利セクターの中核として、複雑化・複合化するニーズに対応することなどが期待される。

2016（平成28）年社会福祉法改正においては、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法人の本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。また、2022（令和4）年には、社会福祉事業に取り組む2つ以上の社会福祉法人やNPO法人などが社員として参画し、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設された（2023（令和5）年5月現在、15法人）。社会福祉連携推進法人の設立により、社員である複数の法人が、共同して地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査を実施したり、ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案を実践したりすることが可能となった。

こうした取組みにより、ひきこもり状態の方に対する対応や8050問題など、地域の複雑化・複合化する課題に関係機関が連携して取り組み、福祉を契機とした地域づくりの充実につながることを期待されている（図表3-3-7）。

図表 3-3-7 社会福祉連携推進法人の行う地域福祉支援業務



社会福祉法人と企業が連携して持続可能な商工農福連携を目指している事例について紹介する。

コラム

地域共生社会の実現に向けた「商工農福連携」の取組み
(株式会社八天堂ファーム・社会福祉法人宗越福祉会)

近年、障害者や生活困窮者の方々が農業に従事する「農福連携」の取組みが各地で進められている。

ここでは、広島県竹原市内で企業と社会福祉法人が連携して実施している取組みを紹介する。

「商工×農×福」の連携事業

紹介するのは、耕作放棄地となっていたぶどう園を活用し、生活困窮者の方々等の就労訓練の事業を実施する取組みである。スイーツパンの製造・販売会社である八天堂のグループ会社「株式会社八天堂ファーム」と、竹原市内で永らく福祉事業を展開してきた「社会福祉法人宗越福祉会」が連携して行っている。

農地の管理やぶどうの加工・販売は八天堂ファームが担当し、八天堂ファームからの委託を受けた宗越福祉会がぶどう栽培を担当する。宗越福祉会では、生活困窮者の方々等の就労訓練の一環として農作業を取り入れている。

また、農業技術指導は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の出身者に依頼している。

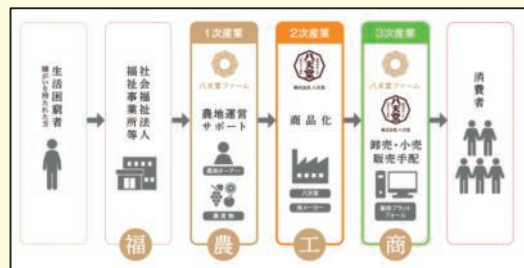
このように、商品開発や販売、生活困窮者の方々等の支援、農業技術と、それぞれが持つノウハウ・強みを組み合わせた取組みとなっている。

一般的に「農福連携」は収益性の確保が課題とされる。しかし、本取組みの特徴と言えるのが、企業との連携により収益性の確保を図る「商工農福連携」モデルとして実施されている点である。

八天堂の持つ販路や技術を活かして、ぶどうそのものの販売のほか、ジャムクリームに加工して付加価値をつけることで、収益を確保する。収益の一部で、宗越福祉会の支援スタッフや、生活困窮者の方々等の賃金を賄う。

こうして、法人本体からの事業費用補填や公的な補助金を前提とするのではなく、事業単体としての収益で必要経費が賄えるビジネスモデルが成り立つようにして、持続可能な取組みを目指している。

なお、特定の補助金等に基づいた事業ではないため、対象者を「障害者」や「生活困窮者」などに限定せず、多様な状態の方が働く場として運営することが可能となっている。



商工農福連携モデル事業イメージ図

始まりは「思い」と「課題」の出会いから

取組みが始まったきっかけは、八天堂と宗越福祉会の職員が、互いがそれぞれ抱いていた課題や思いを話す中で、意気投合したことだった。

もともと八天堂では、「食を通じて人を幸せにする」という理念から、地域貢献できる活動を行いたいという思いがあった。

また、宗越福祉会では、主に高齢者の介護事業を展開してきたが、生活困窮者、ひとり親家庭、ひきこもりなど様々な課題を抱える方を目の前にし、そうした方々が社会参加できるための支援の必要性を感じていた。

一方、地域に目を向けると、竹原市では、後継者不足などで、オーナー不在の農地が増加、一次産業の継続、土地の活用や保全等の課題を抱えていた。

このような「思い」や「課題」を掛け合わせることで、本取組みの発想につながった。

地域の中で新しい活動が生まれるためには、様々な立場、視点を持った方が出会い学び合うプラットフォームが必要と言われる。本取組みも、企業と社会福祉法人の職員といった、異なる立場にある者が、「わがまちのために何かできないか」と、対話し共感したことで生まれたものである。

獣害との闘いと対象者の変化

作業にあたる生活困窮者の方々等は、もともと精神的な障害を抱え、人との会話が得意ではなく、社会とのつながりもほとんどない状態だった。しかし、農作業を通じ、自分が

育てたぶどうが大きくなっていく過程で、自らのやりがいを感じるとともに、賃金を得ることで、自信を取り戻していった。

本格的に取組みを開始した2021（令和3）年度には、イノシシに約4000房のぶどうを食べられるなど、予定の半分程度の収穫量に留まってしまった。一方で、この獣害問題は、被害を防ぐにはどうしたらいいか皆で話し合ったり、休日もぶどう園の様子を見に行ったりするなどの、仕事への意欲的な行動のきっかけともなった。人とのコミュニケーションもとれるようになり、今では、地域の集まりやカラオケに出掛けるようになっている。

2022（令和4）年度は、作付を増やすとともに、獣害対策を講じることにより、前年度の3倍以上の収穫量を確保することができた。



イノシシにより、約4,000房の被害を受けた。

さらなる事業展開に向けて

八天堂ファーム、宗越福祉会の担当者は、取組みの効果を踏まえ、他の社会福祉法人等とも連携した商工農福連携モデルの拡大についても構想している。

生活困窮など様々な背景を持つ方々が育てたフルーツ等が商品となり、全国の店頭に並び、多くの人々に楽しんでもらう。担当者は、地域共生の輪が広がっていくことに、確かな手ごたえを感じている。

(4) 医療機関

(医療従事者が要介護者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援に結びつけることで、可能な限り居宅で日常生活を営むことへつながる)

要介護者への対応については、医師などをはじめ介護・医療に関わる方が、身体面だけでなく社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援に結びつけることにより、可能な限り居宅で日常生活を営むことができるよう支援する取組みが広がりを見せている^{*24}。

2021（令和3）年度介護報酬改定では、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士などが通院困難な利用者の居宅を訪問し、その方の抱える社会生活面の課題にも目を向け、心身の状況や置かれている環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理や指導を行うとともに、自治体の介護支援専門員などと連携し、地域社会における様々な支援につなげることとした（**図表3-3-8**）。この「社会的処方」の取組みは始まったばかりであるが、身近な医療機関による地域課題解決の取組みとして今後注目される。

* 24 英国などでは、これを「社会的処方（social prescribing）」と称して住民のよりよく生きる力とケアの持続可能性を高めうる仕組みとして推進するようになってきた。（出典：高齢者の社会的リスクに関する基礎的調査研究事業（2019（令和元）年度老人保健事業推進費等補助金））

図表 3-3-8 社会的処方事例

かかりつけ医/かかりつけ診療所に期待される役割と求められる機能：国立市での取組みから（抜粋）

<p>事例1 認知症となり、薬の管理ができなくなる事例</p> <p>(概要) 70歳代、男性、脳梗塞、高血圧、一人暮らし (経過) 退職後は外出の機会が減り、たばこを吸っている(20本/日)ことが多かったが、脳梗塞の再発予防のための定期的な通院と内服はできていた。70歳代前半から認知機能が低下し、通院ができなくなり、薬の内服ができなくなった。自宅で昏睡状態となったところを近隣の友人に発見され、緊急入院となり、脳梗塞の再発と診断された。</p> <p>(本事例から見える課題) ・受診が途切れたときのフォロー体制 ・地域での仲間づくり、見守りの目 ・認知症の方の支援体制</p> <p style="text-align: center;">めざす姿の達成に必要な要素</p> <p>○継続的な受診が必要な市民の、見守りを含めた支援体制</p>	<p>事例3 かかりつけ医と訪問診療医の連携により、早期に介護保険サービスを利用できた事例</p> <p>(概要) 80歳代、女性、高血圧、軽度認知症、一人暮らし (経過) 夫の他界後、広い自宅好きな本を読んで過ごし、外出はほとんどなし。高血圧のための定期的な通院はできていた。別居の家族が毎日薬の管理を行っていた。夕食は配食サービスを利用。本人は、自身の栄養不足を心配し、地域包括支援センターに相談していた。徐々に体力が低下し、通院が困難となった。高血圧の管理をしていた医療機関から訪問診療医に依頼があり、在宅療養が開始された。また、介護保険を申請し、リハビリサービスの利用が開始された。本人の体力が回復し、近所に買い物に行けるまで回復した。</p> <p>(本事例で達成できていること) ・家族による服薬管理、サービスの利用等、見守り体制の確立</p> <p>(本事例から見える課題) ・早期の介護保険サービスの利用 ・栄養管理 ・体力低下の予防 ・地域包括支援センターの対応</p> <p style="text-align: center;">めざす姿の達成に必要な要素</p> <p>○医療・介護専門職、家族、地域包括支援センター、行政による本人の状況の適時把握、かかりつけ医との情報共有 ○診療所同士の連携</p>
<p>事例2 迅速な対応により救命できた事例</p> <p>(概要) 80歳代、男性、心不全、一人暮らし (経過) 妻を病院で亡くして以来、病院嫌いとなり、通院をしていない。「全身倦怠感があり、歩けない」と本人から地域包括支援センターに相談が入り、往診[※]を依頼した。往診した医師より、血圧168/98、顔色不良、心音の異常、全身におくみ等があり、心不全と診断された。 2回目の往診時に本人が転倒しており、同行していた地域包括支援センターの職員と在宅医療相談窓口職員が発見した。心不全の状態がさらに悪化し、往診医より入院治療の必要があると判断され、緊急入院となった。治療の結果、退院となる。現在、自宅で在宅医療を受けながら暮らすことができている。</p> <p>(本事例で達成できていること) ・地域包括支援センターの依頼により、迅速な往診が行われた</p> <p>(本事例から見える課題) ・かかりつけ医を持ち、日常療養を行う</p> <p style="text-align: center;">めざす姿の達成に必要な要素</p> <p>○かかりつけ医への受診と、適切な治療・療養の継続 ○再発を予防するための、医療・介護専門職、家族、地域包括支援センター、行政による本人の状況の適時把握及び支援</p>	

※往診：本人の要望により、必要に応じて医師が自宅に診察に向かうこと。なお、「訪問診療」も医師が自宅に診察に向かうことを指すが、定期的に訪問する点に違いがある

(出典) 高齢者の社会的リスクに関する基礎的調査研究事業 (令和元年度老人保健事業推進費等補助金)

第3章 「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現を目指して

多様な主体の参画による地域共生社会の実現を目指す取組みは、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続可能性を高めることにもつながり、福祉の領域だけでなく、地方創生、まちづくり、地域自治、教育など多様な分野に広がるものである。

2 デジタル、ICTを活用した地域社会への参画

(テレワークなどのデジタル技術の活用により、地域の担い手の確保、地域社会の活性化につながる事が期待される)

デジタル技術を活用したテレワークの導入拡大により、場所を問わない就業が可能となり、若者が地元に住み続けながら大都市圏の企業に勤務する、大都市圏の人々が現在の仕事を維持しつつ地方に居住する、地方にもう一つの生活拠点を持つ、といった選択肢も持ちやすくなる。生活拠点を地方に持つことにより、その地域で活躍する人が増え、定住人口の拡大や、地域活性化につながることも期待される。

また、どのような地域で働くにせよ、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの導入・定着を図ることは重要である。厚生労働省では、労働時間などの適切な管理の下で、安心して働くことができるテレワークの導入・定着を図るため、テレワークに関する労務管理とICT(情報通信技術)の双方について、ワンストップで相談できる窓口を設置し、テレワークを導入しようとしている企業などに対してワンストップでの総合的な支援などを行っている。



(多様な人々が、地域社会の様々な活動に関わりやすくなる側面もある)

また、ICTの活用により、育児・介護・障害などの様々な事情がある方でも、多様で柔軟な働き方や地域との関わり方を選択し、地域社会の担い手として活躍することが考えられる。先に見た民生委員の活動においても、一部の地方公共団体では、ICTの導入などの取組みがなされている。ICTの導入は、民生委員の負担軽減に加え、業務効率化による若年層の参入促進による、将来の担い手の確保にも資するものであり、その普及が期待される（**図表3-3-9**）。

図表 3-3-9 ICTを活用した民生委員・児童委員の活動

**民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例
「ICTの活用(タブレット端末等の導入)」(石川県野々市市)**

<p>■石川県野々市市の主要データ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">基礎データ (令和5年1月末現在)</td> <td>人口: 54,097人 世帯数: 25,181世帯</td> </tr> <tr> <td>民生・児童委員 主任児童委員</td> <td>定数: 89人 / 委嘱者数: 88人 定数: 10人 / 委嘱者数: 10人</td> </tr> </table> <p>■取組(活動)のきっかけ、経緯</p> <p>民生・児童委員の担い手不足改善に向けて、仕事をしながら委員活動をする人が参加しやすい環境づくりやペーパーレス化を推進するために「Web委員会」を設置。また、委員活動の負担軽減の観点から、金沢工業大学と連携し、タブレット端末の導入とICT活用の検討を開始。</p> <p>■取組(活動)概要</p> <p>市内全ての民生・児童委員と事務局員にタブレット端末とWi-Fiルーターを配布するとともに、金沢工業大学の学生のサポートにより、ICTの活用にな慣れない民生・児童委員に対して、端末利用説明会を開催。 タブレット端末等の購入経費は、野々市市からの補助金とコロナの影響により中止となった研修会経費を充当。通信費は、協議会活動費から捻出。</p> <p>■取組(活動)の主催団体</p> <p>野々市市民生委員児童委員協議会</p> <p>■連携・協力機関等</p> <p>野々市市、野々市市社会福祉協議会、金沢工業大学</p> <p>■民生委員・児童委員の役割、関わり</p> <p>民生・児童委員活動におけるタブレット端末の積極的な活用</p> <p>■取組(活動)のポイント、留意点</p> <p>端末利用説明会は「みんな初心者だからわからなくて当たり前」という雰囲気で開催し、金沢工業大学の支援を得ながら丁寧な研修を行った。また、「Web委員会」内に操作説明等の問い合わせ窓口を継続して設置しており、随時の支援体制を整備している。</p> <p>■取組(活動)による効果</p> <p>民生・児童委員の情報収集と共有、意見交換の迅速化が図られ、負担軽減に限らない活動全般への波及効果が期待できる。 また、就労しながら民生・児童委員活動を行うための環境が整備されることから、担い手不足解消の一助となる。</p> <p>■今後の展望・課題</p> <p>定例会や研修会動画の蓄積により、一斉改選により新たに民生・児童委員として委嘱された初任者に対する研修を充実させていく。 また、本民児協は金沢工業大学と共同で活動記録のオンライン化を進めている。</p>	基礎データ (令和5年1月末現在)	人口: 54,097人 世帯数: 25,181世帯	民生・児童委員 主任児童委員	定数: 89人 / 委嘱者数: 88人 定数: 10人 / 委嘱者数: 10人	<p>■活用事例</p> <p>①定例会資料のペーパーレス化 地域ICTプラットフォームサービス「結ネット」を活用し、各委員等に定例会開催案内通知や資料のデータを一斉送信。会議等への出欠確認にも活用。</p> <p>②オンライン会議の実施 「ZOOM」を活用し、野々市市民児協主催の会議や研修会等をオンライン開催。(動画は社協ホストPCに保存しており、欠席者等の後日・随時閲覧も可能。)</p> <p>③情報共有・緊急時の連絡 「LINE」を活用し、委員間の定期的会議や、事務局から各委員に向けた緊急時の連絡など、必要な情報の一斉送信による周知・情報共有。</p>
基礎データ (令和5年1月末現在)	人口: 54,097人 世帯数: 25,181世帯				
民生・児童委員 主任児童委員	定数: 89人 / 委嘱者数: 88人 定数: 10人 / 委嘱者数: 10人				

資料：厚生労働省社会・援護局作成資料

(デジタル技術による医療の地域格差の解消により、高齢や病気などの状態になっても安心して地域で暮らし、地域社会の担い手となることのできる環境をつくる)

あらゆる地域住民が、地域社会の担い手として活躍をするためには、デジタル技術による医療の地域格差の解消などにより、その地域で安心して暮らすことのできる環境が重要だろう。

第1章に記載した内閣府「地域社会の暮らしに関する世論調査」(**図表1-2-12**)では、「地域での暮らしで満足していること」のうち「医療施設が整備されていること」は、人口20万人未満の都市では18.8%であったのに対し、人口20万人以上の都市では30.2%と大きく上回っている。地方にいながらも、身近な場所で安心して医療の提供を受けられ

る環境が整えば、居住地域の満足度が高まり、高齢や病気などの状態になっても、治療を受けるなどしながら地域の担い手として活躍し続けられる可能性も考えられる。

厚生労働省では、情報通信機器を活用して、病理画像などを遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得て適切に対応したり、地理的な理由などにより往診・通院が困難な患者の方などに対して、テレビ電話などの機器を貸与して遠隔地からの診療支援を行ったりするなどの遠隔医療の取組みについて、必要な機器などの補助を実施している。

（農林水産業とデジタル技術の活用により、地域づくりの活性化を目指す「デジ活」中山間地域の取組みを推進する）

中山間地域などの農山漁村において、基幹産業である農林水産業を軸として、教育・文化、医療・福祉、物流などの様々な分野を連携しながら、地域資源やデジタル技術を活用して社会課題解決に向けた取組みを積み重ね活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録する仕組みを開始し、2023（令和5）年度から登録地域を公表することとしている。

「デジ活」中山間地域に対しては、関係省庁が活動のフォローアップや施策紹介などの支援を行うこととしている。例えば、本章第2節で説明した重層的支援事業や、遠隔医療関連施策、高齢者の見守り支援などについても、施策の紹介や申請相談などの支援をすることも考えられ得る。デジタルを活用しながら、農業などの地域の強みを活かした他分野と連携することにより、より豊かな地域社会が形作られるだろう。

ここでは、地域に既に存在する互助をベースに、デジタルを活用しながら見守り合う仕組みづくりに取り組んでいる事例について紹介する。

コラム

「互助×ICT」を活用した優しい地域社会を実現したい （「みまもりあいプロジェクト」一般社団法人セーフティネットリンケージ）

2021（令和3）年に認知症を原因として警察に行方不明者届が出された者の数は17,636人である^{*1}。

認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、認知症の人が行方不明になった際に、早期発見・保護ができる検索ネットワークづくりやICTを活用した検索システムの普及が求められている。

ここでは、ICTの活用による認知症の方の見守り・検索システムを実現した一般社団法人セーフティネットリンケージ（本部：北海道札幌市。以下「SNL」という。）の事例を紹介する。

見守りに関する取組みのきっかけ

2021（令和3）年に、財布を落として交番に届けられるなどした金額は182億円^{*2}。

これだけの金額が交番に届けられるのは、我が国では、皆が互助の気持ちを高く持っているとともに、交番がそのプラットフォームとして機能しているからと考えられる。SNLでは、これをヒントに、「認知症の方及びその家族が地域で安心して暮らしていくために認知症の方が少しでも早く家族の元に帰れるようにしたい。」との強い理念の下、互助の気持ちをICTでサポートする「みまもりあいプロジェクト」を積極的に推進している。

具体的な取組みとしては、「みまもりあいステッカー（緊急連絡ステッカー）」及び「みまもりあいアプリ（地域共生支援アプリ）」がある。

*1 警察庁 「令和3年中における行方不明者の状況」

*2 警察庁 「令和4年版警察白書」

みまもりあいステッカー（緊急連絡ステッカー）

行方不明になった認知症の人が発見された時にお互いのプライバシーを保護しながら、発見者と認知症の人のご家族を即時に電話でつなげる仕組みである。

まず、登録会員に、行方不明となった場合の連絡先及び認知症の方のID（10桁）を記載した「みまもりあいステッカー（緊急連絡ステッカー）」を交付する。行方不明になった認知症の方を発見した人が、ステッカーに記載されたフリーダイヤルに電話してID番号を入力すると、認知症の方の家族の連絡先につながる。

プライバシーに配慮し、発見者及び認知症の方の家族が電話番号を含む個人情報を出すことなく通話可能としている。



みまもりあいステッカー（緊急連絡ステッカー）

みまもりあいアプリ（地域共生支援アプリ）

「みまもりあいアプリ（地域共生支援アプリ）」は、行方不明になった認知症の方をできる限り早期に発見するためのアプリである。

あらかじめ、見守りに協力いただけるボランティア（以下「協力者」という。）にアプリ（無料）をダウンロードしてもらう。

認知症の方が行方不明になった場合に、その家族や関係者が、半径500m～20kmまでの範囲で、アプリで検索依頼を行う。すると、検索範囲にいる協力者のスマートフォンに、プッシュ型で検索依頼が届く。

協力者が行方不明者を発見したら、アプリを通じて認知症の方の家族へその旨の連絡をすることができる。また、検索依頼をした家族や関係者は、行方不明者が発見されたことを報告するボタンを押すと、協力者全員へ発見及びお礼の連絡が届く。なお、協力者の個人情報の登録は必須ではない。

発見時に協力者に対してお礼の連絡が来る

ことで、協力者が支え合っていることを実感でき、互助の気持ちを一層強めている。

2023（令和5）年1月時点において、みまもりあいアプリ（地域共生支援アプリ）のダウンロード数は約170万件であり、検索依頼件数は1年で約7,000件であった。また、約40カ所の地方自治体が「みまもりあいプロジェクト」に関する協定を結んでいる。



みまもりあいアプリ

みまもりから支え合いへ

SNLでは、認知症に関する国内外の先行事例を日々調査及び研究し、国内関係機関や当事者の方々に広く発信している。

さらに、みまもりあいアプリ（地域共生支援アプリ）を活用し、認知症の方への見守りのみならず他の分野でさらなる取組みを実施している。例えば、奈良県天理市では、みまもりあいアプリ（地域共生支援アプリ）を発展させ、認知症の方及び身体的虚弱に陥った高齢者の方（介護保険サービスに至る前の制度の狭間にいる高齢者の方）と地域ボランティア団体等とをつなげる取組みが行われている。

また、認知症と診断された方は、今まで繋がりを持っていた人との関係が途絶え、孤独感を抱えることが多い。このため、認知症の方が経験や悩み等を、音声SNSを通じて他の認知症の方や関係者に発信できる仕組みを構築し、認知症の方が音声のコミュニケーションを通じて、当事者同士や支援者等とのつながりを育み、支え合っていく取組みを推進している。

SNLの高原達也代表理事は、「互助の気持ちをICTでサポートし、認知症の方のみならず、地域の弱い立場にいる多くの高齢者・障がい者・こどもたちにも優しい地域社会を実現したい」と想いを語っている。

(小括)

本章では、「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現に向けて、全ての人に「つながり・支え合い」を創出する、人々の意欲・能力が十分発揮できる「つながり・支え合い」を創出する、という観点のもと、我が国の施策の方向性や取組みの実践などについて見てきた。

この白書では、主に福祉政策の領域について見てきたが、地域共生社会という理念は、福祉政策の領域以外にも、地方創生、まちづくり、地域自治、環境保全、教育など、他の様々な政策領域にも広がるものであり、こうした他の親和性の高い施策との連携を図ることも重要となる。

こうした取組みが社会全体で進むことで、人と人のつながりの再構築が促されるとも考えられる。これまで数年間、新型コロナウイルス感染症などの影響により、つながりが制限されていた経験をしたからこそ、その重要性を感じた方も多かったのではないだろうか。つながりが再構築されることで、人生における様々な困難に直面した場合でも、お互いが存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができよう。また、「支える」「支えられる」という従来を超えて、支援者と本人が出会い、そして支援の中で互いに成長することで、誰もが多様な役割や参加の機会を得て、地域での助け合いを生み出すことができるだろう。

行政による施策と、本白書で紹介したような、既に各地域で始まっている様々な取組みの実践例が、共鳴しながら全国各地で展開されることで、より豊かな地域共生社会が実現されることが期待される。